

2022年3月期定時株主総会

【お願い】新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、当日のご来場はお控えいただき、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

日時

2022年6月24日(金) 午前10時

受付開始予定時刻 午前9時

場所

東京都新宿区西新宿6-6-2

ヒルトン東京 4階「菊の間」

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

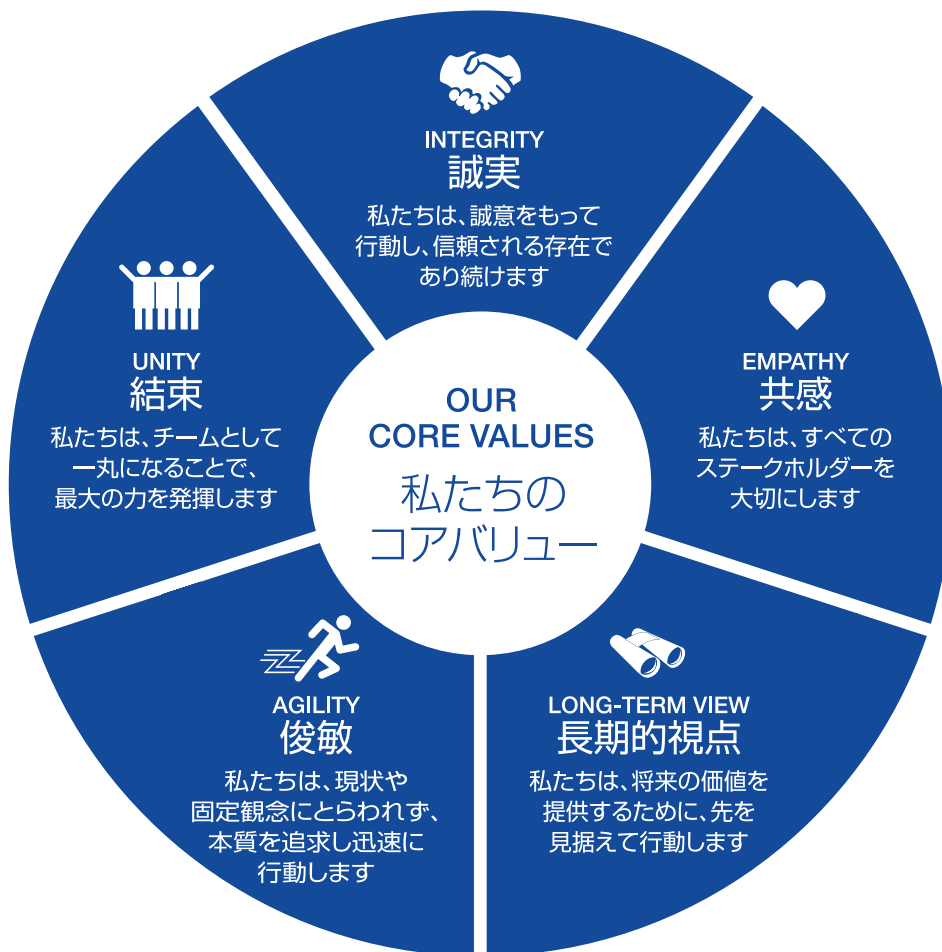
第2号議案 取締役12名選任の件

オリンパス株式会社

証券コード:7733

OUR PURPOSE 私たちの存在意義

Making people's lives healthier, safer and more fulfilling
世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現



株主の皆さまへ

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申しあげますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申しあげます。また、ウクライナにおける戦争に関し、惨禍に見舞われた方々が一刻も早く平和な生活を取り戻すことを心より願っております。

ここに、2022年3月期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

オリンパスグループは、「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」を経営理念に掲げ、お客さまや患者さまに新しい価値を提供することを追求しております。

当社は、2019年11月に発表した経営戦略に基づき、過去から存在する固定観念にとらわれず、さまざまな角度から変革することで、真のグローバル・メドテックカンパニーへと転換し、持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆さまのご健康をお祈りするとともに、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

取締役 代表執行役社長兼CEO

竹内 康雄



目次

2022年3月期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
事業報告	
1 企業集団の現況に関する事項	24
2 会社の株式に関する事項	33
3 会社役員に関する事項	35
4 会計監査人に関する事項	47
5 剰余金の配当等の決定に関する方針	48

連結計算書類	49
計算書類	53
監査報告書	55
ご参考	
コーポレートガバナンス体制	58
ESG	59
Q&A	60



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/7733/>



2022年3月期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2022年3月期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（以下、「バーチャル出席」）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます。（詳細は、4～6頁の「バーチャル出席および事前質問受付のご案内」をご参照ください。）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使、もしくはバーチャル出席をご検討いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、お手数ながら、当日ご出席されない場合は、2～3頁の「議決権行使のご案内」をご参照いただき、後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時	2022年6月24日（金）午前10時（受付開始予定時刻 午前9時）
② 場 所	東京都新宿区西新宿6丁目6番2号 ヒルトン東京 4階 「菊の間」 <u>※会場内は、感染リスク低減のため座席間隔を拡げることからご用意できる席数が限られます。席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。</u>
③ 目的事項	報告事項 1. 2022年3月期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 2022年3月期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役12名選任の件
④ インターネット 開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、「会社の支配に関する基本方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査委員会が監査をした対象の一部です。

以上

- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト上に修正後の事項を掲載します。

当社ウェブサイト (<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

事前に議決権を行使される場合

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



「スマート行使」による行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで



「議決権行使コード・パスワード入力」による行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

詳細は次頁をご参照ください

株主総会に出席し議決権を行使される場合

バーチャル出席される場合



株主総会当日、会場にお越しいただくことなく、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問および議決権の行使を行っていただくことが可能です。バーチャル出席は、実際に会場にお越しいただいた場合と同様、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。

また、当社指定ウェブサイトでは、株主さまからの事前のご質問も受け付けています。

詳細は4～6頁をご参照ください

会場から出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使、もしくはバーチャル出席をご検討いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

議決権行使のお取り扱い

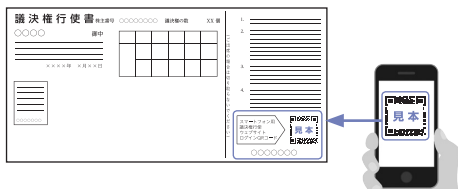
- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行使したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットによる議決権行使のご案内

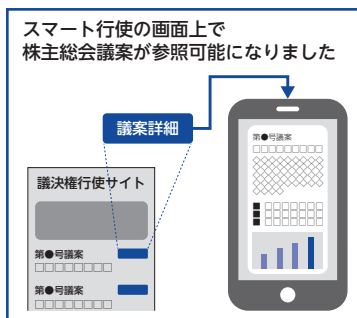
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み
取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

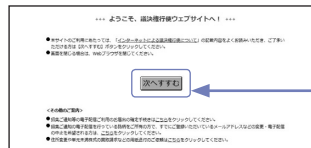
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

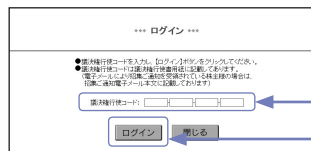
議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへ
アクセスしてください。



「次へすすむ」
をクリック

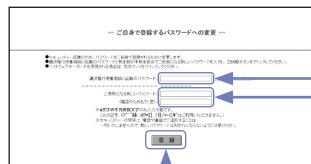
2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を
入力

実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

インターネットによる議決権
行使に関するご不明な点に
つきましては、右記にお問
い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎0120-652-031 (午前9時～午後9時受付)

議決権行使に関する
事項以外のご照会

☎0120-782-031 (平日午前9時～午後5時受付)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

バーチャル出席および事前質問受付のご案内

バーチャル出席について

本株主総会におきましては、当日会場にお越しいただくことなく、当社指定のウェブサイトよりライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問および議決権の行使を行っていただく「バーチャル出席」が可能です。バーチャル出席は、実際に会場にお越しいただいた場合と同様、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます。なお、動議のお取り扱いをはじめ、システム等の都合上、会場出席の株主さまと完全に同じお取り扱いをさせていただくことは難しい点、ご了承ください。

バーチャル出席をご希望される株主さまは、以下を必ずご一読、ご了承のうえ、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

配信日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時より

ウェブサイト

<https://7733.ksoukai.jp>

※事前にアクセスいただき、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認をお願いいたします。



1. バーチャル出席に必要な環境

バーチャル出席いただくには、株主の皆さまにおいて、通信環境等を整えていただく必要がございます。株主さまがご利用のパソコン・スマートフォン等、インターネット環境の不具合や通信環境等を原因として、バーチャル出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

また、バーチャル出席に必要な通信機器類および通信料等一切の費用につきましては、株主さまのご負担とさせていただきます点、ご了承ください。

OS	Windows 8.1/10/11、MacOS 最新版	
ブラウザ	Windows	Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome
	MacOS	Safari
スマートフォン	<iPhone> iOS 12以上（ブラウザ：Safari）、<iPad> iOS 13以上（ブラウザ：Safari）、<Android> 8以上（ブラウザ：Google Chrome）	
通信速度	推奨5Mbps	
動作環境	PC	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01
	スマートフォン	https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02

2. 当日の出席方法

株主総会当日に、本招集ご通知に同封の「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下の手順でバーチャル株主総会システムにログインください。

- ①上記の当社指定ウェブサイトアクセスし、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載されているIDおよびパスワードをご入力の上、ログインします。
- ②「出席を申し込む」ボタンを押下します。
- ③「出席」ボタンを押下します。（ライブ配信画面へアクセスします。）

3. 当日のご質問の方法

バーチャル出席の株主さまは、本株主総会開会後から質疑応答の開始5分後までに、以下の手順でご質問いただくことができます。

- ①ライブ配信画面の「質疑」のタブをクリックします。
- ②質問カテゴリを選択のうえ、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンを押下します。
- ③内容をご確認のうえ、「送信する」ボタンを押下します。

- ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
- お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。
- 質疑応答の時間に限りがありますので、すべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。
- 同じ質問を多数回連続して送信したり、個人的な攻撃等の不適切な内容を含む質問を繰り返し送信したりするなど、議事の進行やバーチャル株主総会システムの安定的な運営に支障があると判断した場合には、議長または議長の指揮命令に従い、バーチャル株主総会システムを管理する事務局の判断により、当社から当該バーチャル出席の株主さまとの通信を強制的に途絶させていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。

4. 動議のお取り扱い

バーチャル出席の株主さまからの動議は、システム等の都合上、取り上げることが困難な場合があるため、株主総会の手続きに関するものおよび議案に関するものを含めてすべて、提出は受け付けないこととさせていただきます。また、動議の採決につきましても、バーチャル出席の株主さまは、棄権または欠席として取り扱うこととなりますので、あらかじめご了承ください。

5. 当日の議決権行使の方法

バーチャル出席の株主さまは、本株主総会開会後から決議事項の採決時までに、以下の手順で議決権を行使いただくことができます。なお、会場出席に加えてバーチャル出席をされた場合には、バーチャル株主総会システムからの議決権行使が確認された時点で、バーチャル株主総会システムからの議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。

- ①ライブ配信画面の「議決権行使」のタブをクリックします。
- ②決議事項について「賛成」、「反対」または「棄権」を選択します。すべての決議事項に対してボタンを押下後、下部の「行使する」ボタンを押下します。
※「行使する」ボタンの押下は1回までです。

6. 事前の議決権行使のお取り扱い

- 書面またはインターネットにより事前に議決権を行使された株主さまがバーチャル出席された場合には、当日の議決権行使が確認された時点で、事前の議決権行使は無効としてお取り扱いします。
- 事前に議決権行使のうえ、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、事前の議決権行使を有効なものとしてお取り扱いします。
- 事前に議決権を行使せず、当日バーチャル出席されたものの、当日の議決権行使が確認できない場合には、賛成、反対および棄権のいずれにも加算しないものとしてお取り扱いします。

7. 注意事項

- バーチャル出席に対応している言語は、**日本語のみ**です。
- バーチャル出席によるご出席は、株主さま本人に限定**しています。（代理人による出席を希望される株主さまは、法令および定款等の定めに従い、当日会場出席される株主さま1名に委任いただきますようお願いいたします。）
- 当社は、バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信環境等の影響により、

ライブ配信の画像や音声の乱れ、一時断絶などの通信障害その他のトラブルが発生する場合、株主さまがバーチャル出席できない場合または議決権等を行使できない場合がございますのであらかじめご了承ください。当社として、このような通信障害等によってバーチャル出席の株主さまが被った不利益に関しては一切の責任を負いかねます。

- バーチャル出席用のIDおよびパスワードを第三者に共有すること、本株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、お断りさせていただきます。
- バーチャル出席の株主さまが、音声等を通じて得た他の株主さまの個人情報やその他プライバシーに関わる事項を第三者に開示・提供することは固く禁じさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、バーチャル株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただきます場合がございます。
- システム障害等の緊急の事態や事情変更への対応等、バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ホームページ (<https://www.olympus.co.jp/ir/stock/meeting.html>) においてお知らせします。

8. バーチャル株主総会に関するお問い合わせ先

バーチャル株主総会に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応しておりますので、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」をお手元にご準備のうえ、以下にお問い合わせください。

なお、バーチャル出席用のID・パスワード、インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能、株主総会当日において株主さま側の環境等が原因と思われるトラブルについては、ご回答しかねますので、あらかじめご了承ください。

<バーチャル株主総会一般に関するお問合せ>

三井住友信託銀行
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル
電話番号：0120-782-041
受付：午前9時～午後5時（土日休日を除く。）

<システムに関する技術的なお問合せ>

株式会社アイキューブ
電話番号：03-4213-4039
受付：2022年6月23日（木曜日）午前9時～午後9時
6月24日（金曜日）午前9時～本株主総会終了時まで

事前質問受付について

当社指定ウェブサイトにおいて、株主さまから事前にご質問をお受けします。

受付期間

2022年6月3日（金曜日）午前9時～6月17日（金曜日）午後5時30分まで

ウェブサイト

<https://7733.ksoukai.jp>



- ①上記の当社指定ウェブサイトアクセスし、「バーチャル株主総会出席方法のお知らせ」に記載されているIDおよびパスワードをご入力の上、ログインします。
- ②「事前質問を行う」ボタンを押下します。
- ③質問カテゴリを選択の上、ご質問をご入力し、「次へ」ボタンを押下します。
- ④内容をご確認の上、「送信する」ボタンを押下します。

- ご質問の範囲は、本株主総会における目的事項に関連する事項に限らせていただきます。
- お一人さま2問まで（1問につき最大300文字まで）とさせていただきます。
- 株主の皆さまのご関心が高い事項につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定ですが、質疑応答の時間に限りがありますので、すべてのご質問に対しご回答しかねる場合がございます点、あらかじめご了承ください。

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されますので、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条）は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条 ｝ (略) 第12条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条 ｝ (現行どおり) 第12条 (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
(新設)	② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第14条 } (略) 第34条	第14条 } (現行どおり) 第34条
(新設)	<u>(附則)</u> 1. 変更前定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第13条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
(新設)	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条はなお効力を有する。
(新設)	3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（11名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役会のモニタリング・ボードとしての実効性、多様性を高めるため1名増員し、取締役12名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	竹内康雄 再任	取締役 代表執行役 社長兼チーフエグゼクティブオフィサー（CEO）	12/12回 (100%)
2	藤田純孝 再任 社外 独立	社外取締役 取締役会議長	12/12回 (100%)
3	岩村哲夫 再任 社外 独立	社外取締役	12/12回 (100%)
4	栴田恭正 再任 社外 独立	社外取締役	監査 委員 12/12回 (100%)
5	デイビッド・ロバート・ヘイル 再任 社外 独立	社外取締役	指名 委員 12/12回 (100%)
6	ジミー・シー・ビーズリー 再任 社外 独立	社外取締役	報酬 委員 12/12回 (100%)
7	市川佐知子 再任 社外 独立	社外取締役	監査 委員 9/9回 (100%)
8	新貝康司 新任 社外 独立	—	—
9	観恒平 新任 社外 独立	—	—
10	ゲイリー・ジョン・ブルーデン 新任 社外 独立	—	—
11	シュテファン・カウフマン 再任	取締役 執行役 チーフアドミニストレイティブオフィサー（CAO） チーフストラテジーオフィサー（CSO）、ESGオフィサー	12/12回 (100%)
12	古閑信之 再任 非執行	取締役	監査 委員 12/12回 (100%)

(注) 取締役市川佐知子氏の取締役会の出席状況は、2021年6月24日の取締役就任後に開催されたものを対象としています。

委員会出席状況	就任予定				当社が取締役候補者に求める経験・知見						
	取締役会議長	指名委員	報酬委員	監査委員	経営全般	国際ビジネス・多様性	ヘルスケア業界	製造・開発・研究	法務・リスクマネジメント	財務・会計	ESG
指名委員会：11/11回 (100%)		●			●	●	●			●	
指名委員会：11/11回 (100%)	★	★			●	●				●	●
指名委員会：11/11回 (100%) 報酬委員会：11/11回 (100%)			★		●	●		●			
指名委員会：2/2回 (100%) 報酬委員会：4/4回 (100%) 監査委員会：18/18回 (100%)				★	●	●	●			●	
指名委員会：11/11回 (100%)		●			●	●	●			●	
報酬委員会：11/11回 (100%)			●		●	●	●				
監査委員会：18/18回 (100%)				●		●			●	●	●
—		●	●		●	●				●	
—				●		●			●	●	
—			●		●	●	●				
—						●	●				
監査委員会：24/24回 (100%)				●			●	●			

★議長／委員長

- (注)1. 取締役榎田恭正氏の指名委員会および報酬委員会の出席状況は、2021年6月24日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。
 2. 取締役榎田恭正および市川佐知子の両氏の監査委員会の出席状況は、2021年6月24日の委員就任後に開催されたものを対象としています。
 3. 上記の経験・知見については、候補者の有する全ての経験・知見を表すものではありません。

1

たけうち やす お

竹内 康雄 (1957年2月25日生)

再任



■ 所有する当社株式の数

(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)

124,189株
(57,883株)

■ 取締役在任年数

10年

■ 当期における出席状況

取締役会

12/12回 (100%)

指名委員会

11/11回 (100%)

| 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1980年 4月 当社入社
- 2005年 4月 オリンパスメディカルシステムズ株式会社統括本部長
- 2009年 4月 Olympus Europa Holding GmbH 取締役
- 2009年 6月 当社執行役員
- 2011年10月 Olympus Europa Holding GmbH 取締役会長
- 2012年 4月 当社取締役 (現任)
当社専務執行役員
当社グループ経営統括室長
Olympus Corporation of the Americas 取締役会長 (現任)
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited 董事
- 2013年 3月 Olympus Europa Holding SE 取締役
- 2015年 4月 当社経営統括室長
- 2016年 4月 当社副社長執行役員
当社チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
当社地域統括会社統括役員
- 2019年 4月 当社代表取締役
当社社長執行役員
当社チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) (現任)
- 2019年 6月 当社代表執行役社長 (現任)

| 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

| 選任の理由

竹内康雄氏は、当社において経理や企画部門での経験を持ち、また海外駐在歴が長く欧州や英国および米国の子会社の役員を歴任した経験を有しています。同氏は2012年4月に当社取締役就任以降、経営統括部門・財務経理部門を束ねるグループ経営統括室長として財務の健全化等の取り組みを主導してきました。また、2019年4月に当社代表取締役社長執行役員兼CEO、同年6月には代表執行役社長兼CEOに就任し、最高経営責任者として企業変革プラン「Transform Olympus」およびそれに基づく新経営戦略をリードしています。当期においては、事業ポートフォリオの見直しや費用構造改革を推し進めるとともに、今後の成長を牽引する製品の開発やM&Aに取り組むなど、企業価値向上のための基盤を着実に構築してまいりました。さらに、指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続き当社の最高経営責任者として新経営計画の着実な実行を牽引するとともに、取締役会においても代表執行役として説明責任を果たし、当社が持続的な成長を続けることに貢献できると判断し、取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、指名委員会の委員として、役員候補者の選定に関与する予定です。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

2 藤田 純孝 (1942年12月24日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 13,018株
 (2,848株)

■ 社外取締役在任年数
 10年

■ 当期における出席状況
 取締役会
 12/12回 (100%)
 指名委員会
 11/11回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1965年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
- 1995年 6月 同社取締役
- 1997年 4月 同社常務取締役
- 1998年 4月 同社代表取締役常務取締役
- 1999年 4月 同社代表取締役専務取締役
- 2001年 4月 同社代表取締役副社長
- 2006年 4月 同社代表取締役副会長
- 2006年 6月 同社取締役副会長
- 2007年 6月 株式会社オリエントコーポレーション社外取締役
- 2008年 6月 伊藤忠商事株式会社相談役
古河電気工業株式会社社外取締役
日本興亜損害保険株式会社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 社外監査役
- 2009年 6月 日本板硝子株式会社社外取締役
- 2010年 4月 NKSJホールディングス株式会社 (現 SOMPOホールディングス株式会社) 社外取締役
- 2011年 6月 日本CFO協会理事長 (現任)
- 2012年 4月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

日本CFO協会理事長

選任の理由および期待される役割の概要

藤田純孝氏は、伊藤忠商事株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、複数の他企業における社外取締役および社外監査役の経験に加え、日本CFO協会の理事長の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2012年4月に当社取締役に就任以降、取締役会において、当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、任意に設置した報酬委員会の委員長として、透明性ある役員報酬体系の構築に貢献いただきました。2018年6月以降は、当社取締役会の議長として、取締役会をリードいただいています。さらに、2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会の委員長として、取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。当社は、社外取締役にに対し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任されました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、取締役会議長として経営の監督機能をリードいただくこと、また指名委員会委員長として当社の役員候補者の選定をリードいただくことを期待しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

3

いわむら てつ お

岩村 哲夫 (1951年5月30日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 6,797株
 (2,848株)

■ 社外取締役在任年数
 5年

■ 当期における出席状況

取締役会	12/12回 (100%)
指名委員会	11/11回 (100%)
報酬委員会	11/11回 (100%)

| 略歴ならびに当社における地位および担当

- 1978年 4月 本田技研工業株式会社入社
- 2000年 6月 同社取締役
- 2003年 4月 ホンダサウスアメリカ・リミターダ取締役社長
 モトホンダ・ダ・アマゾンニア・リミターダ取締役社長
 ホンダオートモバイス・ド・ブラジル・リミターダ取締役社長
- 2006年 6月 本田技研工業株式会社常務取締役
- 2007年 4月 ホンダノースアメリカ・インコーポレーテッド取締役社長
 アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役社長
- 2008年 6月 本田技研工業株式会社専務取締役
- 2011年 4月 同社取締役専務執行役員
- 2011年 6月 同社専務執行役員
- 2012年 4月 同社副社長執行役員
- 2012年 6月 同社代表取締役
- 2013年 4月 同社リスクマネジメントオフィサー
- 2014年 4月 同社コーポレートブランドオフィサー
 アメリカンホンダモーターカンパニー・インコーポレーテッド取締役会長
- 2017年 6月 当社社外取締役 (現任)

| 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

| 選任の理由および期待される役割の概要

岩村哲夫氏は、本田技研工業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、同社においてセールスマーケティングおよび製造開発分野におけるグローバル展開に長く携わった経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2017年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置した指名委員会ならびにコンプライアンス委員会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。また、2020年7月からは報酬委員会の委員として役員報酬の決定を推進しました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、報酬委員会委員長として、当社の持続的な成長に向け経営陣に對し適切なインセンティブが付与されるよう、報酬委員会をリードいただくことを期待しています。

| 候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

4 梶田 恭正 (1957年2月27日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 5,549株
 (2,848株)

■ 社外取締役在任年数
 4年

■ 当期における出席状況

取締役会	12/12回 (100%)
指名委員会	2/2回 (100%)
報酬委員会	4/4回 (100%)
監査委員会	18/18回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

1980年 4月 藤沢薬品工業株式会社 (現 アステラス製薬株式会社) 入社
 2008年 6月 同社執行役員経営推進部長
 2011年 6月 同社執行役員財務担当兼経営推進部長
 2012年 4月 同社執行役員財務担当 (CFO)
 2012年 6月 同社上席執行役員財務担当 (CFO)
 2017年 4月 同社上席執行役員社長付
 2017年 6月 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員
 2018年 6月 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

梶田恭正氏は、アステラス製薬株式会社においてヘルスケア業界における経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、デロイトトーマツグループでの独立非業務執行役員の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2018年6月に当社取締役に就任以降、取締役会および任意に設置した指名委員会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、指名委員会および報酬委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬の決定を推進しました。また、2021年6月からは、監査委員会の委員長として当社の執行役および取締役の職務執行の監査を推進しました。当社は、社外取締役にに対し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、監査委員会委員長として、執行役および取締役に対する職務執行監査をリードいただくことを期待しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



■ 所有する当社株式の数
0株

■ 社外取締役在任年数
3年

■ 当期における出席状況
取締役会
12/12回 (100%)
指名委員会
11/11回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

2007年 9月 The Parthenon Group (現 EY-Parthenon) 入社
2009年 1月 Strategic Value Capital*アナリスト
* The Parthenon Groupの投資子会社
2009年 6月 The Parthenon Groupシニアアソシエイト
2010年 5月 同社プリンシパル
2011年 1月 ValueAct Capital Management L.P.入社
2012年12月 同社バイスプレジデント
2014年 5月 同社パートナー (現任)
2015年 3月 MSCI Inc.ディレクター
2015年 8月 Bausch Health Companies Inc.ディレクター
2019年 6月 当社社外取締役 (現任)
2021年 6月 JSR株式会社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

ValueAct Capital Management L.P.パートナー、JSR株式会社社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

デイビッド・ロバート・ヘイル氏は、当社の株主であるValueAct Capital Management L.P. (以下、「VAC社」) のパートナーであり、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見をもってグローバル企業の変革支援を果たしており、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2019年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、指名委員会の委員として取締役の選任に関する議案の内容の決定を推進しました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、指名委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏がパートナーを務めるVAC社は、当社の株主であることから、株主の声を経営に反映することで、企業価値向上に貢献いただけると考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

6 ジミー・シー・ビーズリー (1963年4月6日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
2,048株
(1,307株)

■ 社外取締役在任年数
3年

■ 当期における出席状況
取締役会
12/12回 (100%)
報酬委員会
11/11回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1986年 3月 Roche Laboratories (Division of Hoffman LaRoche) 地区マネージャー
- 1989年 6月 C. R. Bard Inc. バイスプレジデント 営業マーケティング担当
- 2003年 6月 同社Bard Access Systems部門プレジデント
- 2007年 4月 同社Bard Peripheral Vascular部門プレジデント
- 2009年 5月 同社グループ・バイスプレジデント
- 2013年 6月 同社グループ・プレジデント
- 2018年 5月 ValueAct Capital Management L.P. (以下、「VAC社」) への
コンサルタント兼エグゼクティブアドバイザー
※エグゼクティブアドバイザーの役割は、VAC社のコンサルティングであり、同社の従業員ではありません。本コンサルティング契約は、2019年3月に終了しています。
- 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由および期待される役割の概要

ジミー・シー・ビーズリー氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業の1つであるC. R. Bard社グループでの30年におよぶグローバルでの事業経験および経営陣として豊富な経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2019年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、報酬委員会の委員として役員報酬の決定を推進しました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、報酬委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏は当社の目指すグローバル・メドテックカンパニーとしての取締役会の国際性および多様性を高めるとともに、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に貢献いただけると考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

7 | いちかわ さちこ 市川 佐知子

(1967年1月17日生)

再任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
1,307株
(1,307株)

■ 社外取締役在任年数
1年

■ 当期における出席状況
取締役会
9/9回 (100%)
監査委員会
18/18回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1997年 4月 弁護士登録
田辺総合法律事務所入所
- 2005年 1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
- 2009年11月 公益社団法人会社役員育成機構監事
- 2011年 1月 田辺総合法律事務所パートナー (現任)
- 2015年 6月 アンリツ株式会社社外取締役
公益社団法人会社役員育成機構理事
- 2018年 4月 米国公認会計士登録
- 2018年 5月 株式会社良品計画社外監査役
- 2020年 6月 公益社団法人会社役員育成機構監事 (現任)
- 2021年 6月 東京エレクトロン株式会社社外取締役 (現任)
当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

田辺総合法律事務所パートナー、公益社団法人会社役員育成機構監事、東京エレクトロン株式会社社外取締役

選任の理由および期待される役割の概要

市川佐知子氏は、弁護士（日本および米国ニューヨーク州）および米国公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識、グローバルな視点を有しています。また、複数の他企業における社外取締役および社外監査役の経験および公益社団法人会社役員育成機構の監事としての経験を通じ、当社社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。同氏は2021年6月に当社取締役に就任以降、取締役会において当社の経営に対して指導・助言を行ってまいりました。また、監査委員会の委員として当社の執行役および取締役の職務執行の監査を推進しました。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な人材であると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、監査委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

8 しんがい やすし 新貝 康司 (1956年1月11日生)

新任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
0株

■ 社外取締役在任年数
一年

■ 当期における出席状況
取締役会
一回 (—%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1980年 4月 日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社）入社
- 2004年 6月 日本たばこ産業株式会社執行役員財務グループリーダー
- 2004年 7月 同社執行役員財務責任者
- 2005年 6月 同社取締役執行役員財務責任者
- 2006年 6月 同社取締役
JT International S.A.エグゼクティブヴァイスプレジデント
- 2011年 6月 日本たばこ産業株式会社代表取締役副社長
- 2014年 6月 株式会社リクルートホールディングス社外取締役
- 2018年 1月 日本たばこ産業株式会社取締役
- 2018年 3月 アサヒグループホールディングス株式会社社外取締役
- 2018年 6月 株式会社エクサウィザーズ社外取締役（現任）
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役（現任）
- 2019年 6月 第一生命ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
- 2021年 6月 西日本電信電話株式会社社外取締役（現任）
- 2022年 4月 株式会社新貝経営研究所代表取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社エクサウィザーズ社外取締役、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役、第一生命ホールディングス株式会社社外取締役、西日本電信電話株式会社社外取締役、株式会社新貝経営研究所代表取締役

選任の理由および期待される役割の概要

新貝康司氏は、日本たばこ産業株式会社での経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、同社グループ海外事業統括会社の経営者としての豊富な経験に加え、企業財務のみならず、グローバル企業の買収および買収後の経営・ガバナンスに関する専門的な知見を兼ね備え、複数の他企業における社外取締役の経験を通じ、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、新たに社外取締役候補者としました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、指名委員会および報酬委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。



■所有する当社株式の数
0株

■社外取締役在任年数
一年

■当期における出席状況
取締役会
一回 (—%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1986年 9月 公認会計士登録
- 1987年 4月 監査法人三田会計社（現有限責任監査法人トーマツ）入所
- 1998年 6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員（パートナー）
- 2013年11月 デロイトトーマツグループおよび有限責任監査法人トーマツボードメンバー
- 2015年11月 有限責任監査法人トーマツ包括代表
- 2018年 6月 デロイトトーマツ合同会社シニアアドバイザー
- 2018年 9月 デロイトアジアパシフィックリミテッド監査保証業務リーダー
- 2020年 1月 デロイトアジアパシフィックリミテッドシニアアドバイザー
- 2020年10月 観恒平公認会計士事務所長（現任）
- 2020年11月 国際会計士連盟（IFAC）ボードメンバー（現任）
- 2022年 1月 日本公認会計士協会シニアアドバイザー（現任）

重要な兼職の状況

観恒平公認会計士事務所長、国際会計士連盟（IFAC）ボードメンバー、日本公認会計士協会シニアアドバイザー

選任の理由および期待される役割の概要

観恒平氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識に加え、有限責任監査法人トーマツの包括代表としての豊富な経験と幅広い知識を有しています。また、同氏は、同法人において海外勤務および海外の監査保証業務における責任者の経験を有し、グローバルな視点も兼ね備え、当社が社外取締役に期待する見識・専門性および能力を高い水準で有しています。さらに、現在は、国際会計士連盟のボードメンバーとして選出されています。当社は、社外取締役に對し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、新たに社外取締役候補者としてしました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、監査委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏は、過去に社外取締役および監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

10 | ゲイリー・ジョン・プルデン (1961年5月10日生)

新任

独立

社外



■ 所有する当社株式の数
0株

■ 社外取締役在任年数
一年

■ 当期における出席状況
取締役会
一回 (－%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1985年10月 Janssen Pharmaceutica入社
- 1999年 6月 同社GI Franchiseマーケティングディレクター
- 2001年 5月 同社Primary Care Franchiseマーケティングバイスプレジデント
- 2002年11月 同社CNS Franchiseマーケティングバイスプレジデント
- 2004年 2月 Janssen-Ortho Canada INCプレジデント兼チーフオペレーティングオフィサー
- 2006年 1月 Ethicon Products Incワールドワイドプレジデント
- 2009年 4月 Ethicon Franchise Incカンパニーグループチェアマン
- 2012年 1月 Johnson & Johnson Global Surgery Groupワールドワイドチェアマン
- 2015年 6月 同社Medical Devicesエグゼクティブバイスプレジデント兼ワールドワイドチェアマン
- 2017年12月 Motus GI社外取締役 (現任)
- 2018年 4月 Lantheus Holdings Inc社外取締役 (現任)
- 2019年12月 GPS Med Tech Strategy Consultingチーフエグゼクティブオフィサー (現任)

重要な兼職の状況

Motus GI社外取締役、Lantheus Holdings Inc社外取締役、GPS Med Tech Strategy Consultingチーフエグゼクティブオフィサー

選任の理由および期待される役割の概要

ゲイリー・ジョン・プルデン氏は、ヘルスケア業界における世界的なリーディング企業の1つである Johnson & Johnson グループにおいて30年を超えるグローバルでの事業経験および経営者としての豊富な経験と知見を有しています。また、複数の米国企業の社外取締役の経験も有しています。当社は、社外取締役に対し、株主からの負託に基づき、会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から経営を監督すること、また自らの知見に基づき助言を行うことを期待しています。以上のことから、同氏は当社取締役会の構成に必要な不可欠な人材であると判断し、新たに社外取締役候補者としました。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、報酬委員会の委員として、客観的および中立的立場で関与いただくことを期待しています。なお、同氏は当社の目指すグローバル・メドテックカンパニーとしての取締役会の国際性および多様性を高めるとともに、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上に貢献いただけたと考えています。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

11 シュテファン・カウフマン (1968年1月24日生)

再任



■ 所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
42,810株
(41,303株)

■ 取締役在任年数
3年

■ 当期における出席状況
取締役会
12/12回 (100%)

略歴ならびに当社における地位および担当

- 1990年 9月 Karstadt AG人事機能勤務
- 2000年10月 Thomas Cook人事部長
- 2003年 5月 Olympus Europa GmbH (現 Olympus Europa SE & Co.KG)
人事部ゼネラルマネージャー
- 2008年 4月 同社コーポレート部門マネジング・ディレクター
- 2011年11月 同社エグゼクティブマネジング・ディレクター
- 2013年 9月 同社コンシューマ事業マネジング・ディレクター
- 2017年 4月 当社執行役員
- 2019年 4月 当社チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO) (現任)
Olympus Europa Holding SEスーパーバイザリーボード (チェアマン) (現任)
- 2019年 6月 当社取締役 (現任)
当社執行役員 (現任)
- 2022年 4月 当社チーフストラテジーオフィサー (CSO) (現任)
当社ESGオフィサー (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

シュテファン・カウフマン氏は、欧州における他企業や当社の海外子会社において管理・人事部門および効率向上プロジェクトを率いたグローバルかつ多角的なビジネスの経験ならびにコーポレート部門での経験と見識を有しています。同氏は2019年4月にCAO、同年6月には取締役および執行役に就任し、当社の人材マネジメントおよびグループ経営基盤の高度化・効率化を推進しました。また、当社企業変革プラン「Transform Olympus」およびそれに基づく新経営戦略をCEOとともに推進してきました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続きこれまでの経験や見識を生かし、当社が真のグローバル・メドテックカンパニーとなるための経営体制を強化していくことに貢献できると判断し、取締役候補者としました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

12 こ が の ぶ ゆ き 古閑 信之 (1955年9月14日生)

再任

非執行



略歴ならびに当社における地位および担当

1978年 4月 当社入社
 2002年 4月 白河オリンパス株式会社代表取締役社長
 2006年 4月 当社人事部長
 2009年 6月 当社執行役員
 オリンパスメディカルシステムズ株式会社取締役
 2009年 7月 同社製造サービス本部長
 2010年 4月 会津オリンパス株式会社代表取締役社長
 2014年 4月 当社コーポレートサービス本部長
 2017年 6月 当社常勤監査役
 2019年 6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

選任の理由

古閑信之氏は、当社において製造・人事部門での長い経験および当社子会社の代表取締役を歴任した経験を有しています。同氏は2017年6月に当社監査役に就任以降、監査役会および取締役会において当社における業務執行の監査・監督を行ってまいりました。また、2019年6月指名委員会等設置会社移行後は、取締役会にて当社の業務執行の監督を行うことに加え、監査委員会の常勤の委員として当社の取締役および執行役の職務執行の監査を行いました。これらの点を考慮し、同氏には、引き続きこれまでの経験や見識を活かし、取締役会を通じて当社が持続的な成長を続けることに貢献できると判断し、取締役候補者となりました。なお、同氏は非業務執行取締役候補者です。さらに同氏が当社取締役に選任された場合には、監査委員会の常勤の委員として、当社役員の職務執行の監査に関与する予定です。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

■所有する当社株式の数
(うち株式報酬制度に基づく交付予定株式の数)
 56,178株
 (2,848株)

■取締役在任年数
 3年

■当期における出席状況
 取締役会
 12/12回 (100%)
 監査委員会
 24/24回 (100%)

- (注) 1. 「所有する当社株式の数」は、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しています。また、当社役員持株会における本人持分および当社の株式報酬管理会社を通じて所有する本人持分ならびに株式報酬制度に基づく交付予定株式の数を含めて記載しています。
2. 取締役候補者選定のプロセスについて
指名委員会は、取締役候補者を選任基準に照らし審議したうえで、決定しました。
3. 藤田純孝、岩村哲夫、榎田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子、新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・プルーデンの各氏は、社外取締役候補者です。
4. 当社は、藤田純孝、岩村哲夫、榎田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリーおよび市川佐知子の各氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しています。各氏が選任された場合、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定です。また、新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・プルーデンの各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届出する予定です。
5. デイビッド・ロバート・ヘイル氏はValueAct Capital Management L.P.のパートナーです。同社が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.の所有する当社株式数は38,216,084株です（2022年3月31日現在）。従前は、同社の所有する議決権数が5%を超えていたため、当社の社外取締役の独立性に関する考え方に照らし、同氏を非独立役員と判断していましたが、2021年3月31日時点で、同社の所有する議決権数が5%を下回ったことから、独立役員として届出しています。
6. 取締役との責任限定契約について
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。取締役候補者である藤田純孝、岩村哲夫、榎田恭正、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリー、市川佐知子および古閑信之の各氏が選任された場合は、各氏との間で、当該責任限定契約を継続する予定です。また、新貝康司、観恒平およびゲイリー・ジョン・プルーデンの各氏が選任された場合は、各氏との間で、同様の当該責任限定契約を締結する予定です。
7. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の37頁に記載のとおりです。取締役候補者各氏が選任された場合は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は2022年7月に同程度の内容での更新を予定しています。

社外役員の独立性に関する考え方

当社は、社外役員の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めています。

(社外役員の独立性に関する基準)

- 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社および当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」）から1千万円超の報酬（当社からの役員報酬を除く）またはその他の財産を直接受け取っていないこと。本人がコンサルタント、会計専門家または法律専門家の場合は、本人が所属する団体への当社グループからの報酬等支払額が1千万円超でないこと。
- 過去10年間に、以下に該当する会社の業務執行取締役、執行役、執行役員および部長職以上の使用人でないこと。
 - 過去10年間のいずれかの会計年度において、当社グループとの取引金額が、双方いずれかにおいて連結売上高の2%超である
 - 当社の大株主（総議決権数の5%超の議決権数を直接または間接的に保有、以下同様）である
 - 当社グループが大株主である
 - 当社グループと実質的な利害関係がある（メインバンク、コンサルタント等）
 - 取締役を相互に派遣し就任させる関係がある
- 上記1. および2. に該当する者と生計を一にしていないこと。
- 当社グループの取締役、業務執行取締役、執行役員および部長職以上の使用人の配偶者または3親等以内の親族でないこと。
- 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者でないこと。
- 上記各号のほか、独立性を疑わせる重要な利害関係を有していないこと。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

当期の経営成績

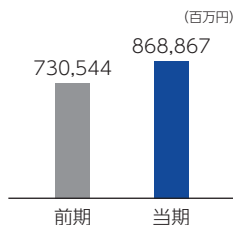
■業績全般に関する分析

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中で、持ち直しの動きが見られました。ワクチン接種も進み、経済活動は持ち直していますが、新たな変異株により感染が再拡大するなど、依然として不確実性の高い状況が続いています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う一部の国や地域におけるサプライチェーンへの影響や、世界的な半導体不足等による影響も発生しています。わが国経済においても、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が緩和される中で、世界経済と同様に持ち直しの動きが見られました。

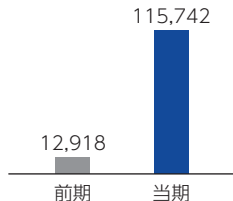
このような経営環境の中、当社グループは、真のグローバル・メドテックカンパニーへの飛躍を目指し、2019年11月に発表した中長期の経営戦略に沿って、持続的な成長に向けた取り組みを推し進めました。また、内視鏡事業および治療機器事業を中心とした医療分野に経営資源を投入し、長期的な成長と収益性の拡大に向けて経営基盤の強化を図りました。その一環として2021年10月には、当社グループにおける国内販売機能を強化するため、当社の完全子会社であるオリンパスマーケティング株式会社（2021年10月に「オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社」から商号変更）に当社の医療事業の国内販売機能に関する権利義務を承継させる会社分割を実施しました。また、2022年4月には、科学事業の持続的な成長と収益性の向上に向けて、新たに設立した完全子会社である株式会社エビデントに当社の科学事業を承継させる会社分割を実施しました。さらに、物流ソリューションの提案力強化やグローバルでの調達・製造・販売機能との連携強化を図るため、当社の完全子会社であるオリンパスロジテックス株式会社を吸収合併しました。

■業績の状況

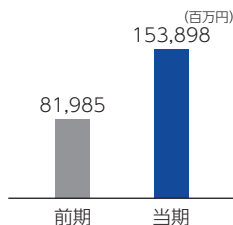
売上高



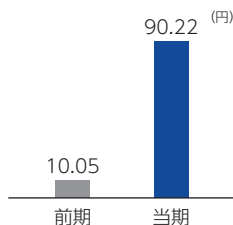
親会社の所有者に帰属する当期利益



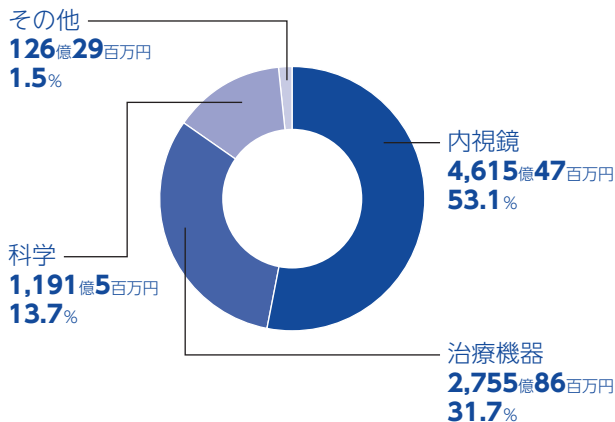
営業利益



1株当たり当期利益



事業別売上高構成比



(注) 1. この事業報告において、百万円単位の表示金額は、百万円未満を四捨五入しています。
2. 当社は、国際会計基準 (IFRS) を適用しています。

研究開発費および設備投資

当期においては、当社グループ全体で852億72百万円の研究開発費を投じるとともに、755億3百万円の設備投資を実施しました。

為替影響

為替相場は前期に対して、対米ドル、ユーロおよび人民元は円安で推移しました。期中の平均為替レートは、1米ドル=112.38円（前期は106.06円）、1ユーロ=130.56円（前期は123.70円）、1人民元=17.51円（前期は15.67円）となり、売上高では前期比で487億84百万円の増収要因、営業利益では前期比で227億91百万円の増収要因となりました。

なお、為替の影響を除くと、連結売上高は前期比12.3%の増収、連結営業利益は前期比59.9%の増益となります。

2. 事業別の状況

内視鏡



売上高 **4,615億47百万円**（前期比17.2%増）

主要製品および事業内容 消化器内視鏡、外科手術用内視鏡、手術用顕微鏡の製造販売

内視鏡事業の連結売上高は、4,615億47百万円（前期比17.2%増）、営業利益は1,332億4百万円（前期比34.9%増）となりました。

消化器内視鏡分野では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復により、全ての地域で前期比プラス成長となり、特に北米と欧州の売上が増加しました。製品別では、新製品である「EVIS X1（イーヴィス・エックスワン）」シリーズの販売が堅調に推移していることに加えて、一世代前の上部消化管用スコープや下部消化管用スコープに対するニーズも底堅く、増収に寄与しました。なお、全体の売上に占める「EVIS X1」シリーズの割合も徐々に上昇しています。

外科内視鏡分野では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復により、前期比プラス成長となりました。特に、外科内視鏡システム「VISERA ELITE II（ビセラ・エリート・ツー）」の販売が好調に推移した北米と欧州で売上が増加しました。

医療サービス分野では、保守サービスを含む既存のサービス契約による安定的な売上や、新規契約の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復により症例数が増加したことで修理件数も増加し、全ての地域で前期比プラス成長となりました。

内視鏡事業の営業損益は、開発資産の減損損失約16億円を計上したものの、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に伴う大幅な増収により、大幅増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比10.5%の増収、営業利益は前期比20.3%の増益となります。

治療機器



売上高 **2,755億86百万円**（前期比18.9%増）

主要製品および事業内容 消化器科関連処置具、呼吸器科製品、泌尿器科婦人科製品の製造販売

治療機器事業の連結売上高は、2,755億86百万円（前期比18.9%増）、営業利益は608億26百万円（前期比99.0%増）となりました。

消化器科（処置具）分野では、症例数が回復傾向にあり、全ての地域・製品群でプラス成長となりました。特に、社会経済活動が正常化する中で、症例数が増加している欧州や北米で好調に推移しました。

泌尿器科分野では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が進んでいる北米と欧州を中心に好調に推移し、

前立腺肥大症用の切除用電極と尿路結石用破碎装置「SOLTIVE SuperPulsed Laser System（ソルティブ スーパーパルスド レーザーシステム）」の拡販が奏功しました。

呼吸器科分野では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復が進んでいる北米と欧州を中心に、大幅なプラス成長となりました。2020年12月に子会社化したVeran Medical Technologies, Inc.（米国）が売上に貢献したほか、超音波気管支鏡ガイド下針生検で主に使われる処置具や気管支鏡等も好調に推移しました。

その他の治療領域では、耳鼻科、エネルギーデバイスで売上が好調に推移しました。特に、耳鼻咽喉科向け内視鏡や外科手術用エネルギーデバイス「THUNDERBEAT（サンダービート）」の売上が寄与しました。

治療機器事業の営業損益は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に伴い大幅な増収となり、Medi-Tate Ltd.（イスラエル）の段階取得に係る差益約28億円や、前期に計上した気管支鏡の自主回収に係る引当金につき、当初想定よりも必要と認められる費用が減少したことから、一部引当額の取り崩しを行ったことによる売上原価の減額約27億円、Veran Medical Technologies, Inc.の買収対価の一部である条件付対価の公正価値の変動に伴う利益約12億円を計上したことにより、大幅増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比12.3%の増収、営業利益は前期比80.7%の増益となります。

科学



売上高 1,191億5百万円（前期比24.2%増）

主要製品および事業内容 生物顕微鏡、工業用顕微鏡、工業用内視鏡、非破壊検査機器の製造販売

科学事業の連結売上高は、1,191億5百万円（前期比24.2%増）、営業利益は175億26百万円（前期比254.1%増）となりました。

ライフサイエンス分野では、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復により、前期比プラス成長となりました。研究所、大学での予算執行が進んだことに加え、販売活動の制限緩和により、市場環境の回復が顕著なアジアパシフィックや北米で生物顕微鏡の拡販等が寄与しました。

産業分野では、全体的な市況回復に伴い、顧客の設備投資状況に改善が見られ、全ての分野で前期比プラス成長となりました。特に、北米において、市場環境に回復が見られる非破壊検査機器が好調に推移したほか、中国において、5G関連の電子部品や半導体市場が活況であることから工業用顕微鏡が好調に推移し、売上増加に寄与しました。

科学事業の営業損益は、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復に伴う大幅な増収により、大幅増益となりました。

なお、為替の影響を除くと、売上高は前期比17.3%の増収、営業利益は前期比196.5%の増益となります。

その他

売上高 126億29百万円（前期比37.6%増）

主要製品および事業内容 生体材料および整形外科用器具等の開発・製造・販売、新規事業の研究開発ほか

その他事業の連結売上高は、126億29百万円（前期比37.6%増）、営業損失は20億24百万円（前期は6億82百万円の営業損失）となりました。

2020年11月に子会社化したFH ORTHO SAS（フランス）の売上約44億円が寄与し、大幅増収となりました。その他事業の営業損益は、増収だったものの、前期に当社子会社であったオリンパスRMS株式会社の発行済株式の全てを譲渡したことに伴う譲渡益17億70百万円を計上していたこともあり、損失幅が拡大しました。

3. 財産および損益の状況の推移

		IFRS			
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	(百万円)	793,862	755,231	730,544	868,867
営業利益	(百万円)	28,281	92,200	81,985	153,898
税引前利益	(百万円)	20,117	86,617	76,810	149,873
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	8,147	51,670	12,918	115,742
資産合計	(百万円)	932,030	1,015,663	1,183,453	1,357,999
資本合計	(百万円)	442,387	371,958	395,480	511,362
基本的1株当たり当期利益	(円)	5.97	39.37	10.05	90.22
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	323.06	288.39	306.72	400.75

- (注) 1. 当期の業績につきましては、前記「■企業集団の現況に関する事項 1. 事業の経過およびその成果」(24頁)に記載のとおりです。
 2. 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。このため、2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「基本的1株当たり当期利益」および「1株当たり親会社所有者帰属持分」は株式分割後の数値を表示しています。
 3. 2021年3月期において、映像事業を非継続事業に分類しています。これにより、2021年3月期の売上高、営業利益、税引前利益は、非継続事業を除いた継続事業の金額を表示しています。なお、2020年3月期についても同様に組み替えて表示しています。
 4. 当期において、企業結合に係る取得資産および引受負債について暫定的に測定された公正価値の修正を行ったため、連結財政状態計算書を遡及修正しています。これに伴い、2021年3月期の「資産合計」は当該修正が反映された後の金額を表示しています。

4. 資金調達および設備投資の状況

(1) 資金調達の状況

当社は、2021年12月に米ドル建普通社債を500百万米ドル起債しました。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は、755億3百万円です。主なものは、内視鏡事業および治療機器事業における研究開発資産、デモ用備品、レンタル備品および生産設備です。なお、設備投資の金額には、IFRS第16号「リース」適用下における新規リース契約に伴う使用権資産の増加分161億16百万円を含んでいます。

5. 重要な企業再編等の状況

- 当社は、2021年5月27日(中央ヨーロッパ時間)付で、Medi-Tate Ltd. (イスラエル)の発行済株式の全て(ただし、当社が保有済みの株式を除きます。)を、当社の連結子会社であるOlympus Winter & Ibe GmbH (ドイツ)を通じて取得し、完全子会社としました。
- 当社は、2021年8月31日付で、当社の子会社であるオリンパスシステムズ株式会社の発行済株式の全てを、アクセンチュア株式会社に譲渡しました。
- 当社は、2021年10月1日付で、当社の医療事業の国内販売機能に関する権利義務を、当社の完全子会社であるオリンパスメディカルサイエンス販売株式会社に承継させる吸収分割を行いました。なお、オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社は、同日付で、商号を「オリンパスマーケティング株式会社」に変更しました。
- 当社は、2022年4月1日付で、当社の科学事業に関する権利義務を、当社が新たに設立した完全子会社である株式会社エビデントに承継させる吸収分割を行いました。
- 当社は、2022年4月1日付で、当社の完全子会社であるオリンパスロジテックス株式会社を吸収合併しました。

6. 対処すべき課題

当社グループは、2019年11月に公表した経営戦略において、2021年3月期から2023年3月期までの3年間で収益性を伴う成長に向けて最適な状態へ変革することを目標として掲げています。当期は、「グローバル・メドテックカンパニーとしての深化」をテーマに掲げ、企業変革の継続および定着のための施策に取り組んできました。

2023年3月期は、本経営戦略で目標に掲げた営業利益率20%超の達成を目指すとともに、「変革」から「成長」にフェーズをシフトしていきます。2019年1月に公表した企業変革プラン「Transform Olympus」のもと行ってきた効率性の追求、機能のグローバル化、健やかな企業文化の実現を目指した取り組みを続けるとともに、「成長」に舵を切ることにより、売上と収益性の持続的な向上を図ります。

また、2021年12月に公表した医療分野における戦略的な方針に基づき、当社が最大限の力を発揮できる消化器科、泌尿器科、呼吸器科の疾患への注力等により診療水準を向上させるイノベーションや価値の創造につなげていきます。

株主の皆さまにおかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 経営戦略における戦略目標と業績指標

当社グループは、世界をリードするメドテックカンパニーへ成長し、革新的な価値によって全てのステークホルダーにベネフィットをもたらし、世界の人々の健康に貢献することを戦略目標としています。この考え方にに基づき、年率5～6%の売上高成長率、20%を超える営業利益率を実現し、当社が注力する治療領域において、リーディングポジションを獲得することにより、持続的な成長を目指します。

【戦略目標】

世界をリードするメドテックカンパニーへと成長し、革新的な価値によって患者さま、医療従事者の皆さま、医療機関、医療経済にベネフィットをもたらし、世界の人々の健康に貢献します。

【業績指標】



年率 **5-6%** の売上高成長率を持続



>20% の営業利益率* を目指す



当社が注力する治療領域において
リーディングポジションを獲得
(消化器科、泌尿器科、呼吸器科)

* 特殊要因調整後

(2) 医療分野における戦略的な方針

当社グループは、当社が最大限の力を発揮できる診療分野・疾患領域を明確にし、対象疾患の診療水準を向上させ、患者さまのアウトカムを改善することを目標として掲げ、さらなる成長と収益性の向上を目指します。

1. 最大限の価値提供が期待できる疾患領域に注力

患者さまの健康に対して貢献が期待できる診療、「消化器科」「泌尿器科」「呼吸器科」の3つの診療領域の疾患に注力します。

2. 診療水準の向上に貢献する新技術への投資

患者さまにとっての一連の診療プロセスに寄り添ったアプローチ、各診療プロセスの最適化への貢献、次世代ソリューションの開発に注力します。

3. グローバル競争力の強化

グローバル・メドテックカンパニーとしてさらに市場競争力を強化すべく、研究開発体制の強化、メディカル&サイエンティフィックアフェアーズ機能^{*}の強化による臨床に関する知見の拡大、品質保証・法規制対応機能の組織やプロセスの一元化を行ってまいります。また、これまで積極的に進めてきたM&Aについても、本方針のもと引き続き推進してまいります。

^{*} 医学・患者さまに対する医療機器の安全、臨床研究、医療専門知識、専門教育、医療経済、政策・マーケットアクセス、医療機関向け助成や関連する契約、感染防止・感染対策など多岐にわたる重要な分野を扱う専門機能



Focus

当社が最大限の力を
発揮できる疾患に
重点的に取り組む



Shape

診療水準を向上させる
新たな投資によって、医療
の未来を形成する



Enable

組織のグローバルかつ
スピーディーな対応力を
向上させる

7. 重要な子会社等の状況

次の重要な子会社4社を含む連結子会社は106社、持分法適用会社は2社です。

会社名	資本金または出資金	出資比率	主な事業内容
Olympus Corporation of the Americas	15千米ドル	100%	米州の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Europa Holding SE	1,000千ユーロ	100%	欧州・中東の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	1,729,704千香港ドル	100%	アジア・オセアニアの関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社
Olympus (China) Co., Ltd.	31,000千米ドル	100%	中国の関係会社に対する総合経営企画を行う持株会社

8. 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

本店	東京都八王子市
東京事業場	東京都新宿区（本社事務所）および東京都渋谷区
八王子事業場	東京都八王子市（技術開発センター）および東京都西多摩郡
長野事業場	長野県伊那市および上伊那郡
白河事業場	福島県西白河郡
支店	札幌、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所	新潟、松本、静岡、金沢、松山

(2) 子会社

オリンパスメディカルシステムズ株式会社	東京都八王子市
会津オリンパス株式会社	福島県会津若松市
青森オリンパス株式会社	青森県黒石市
白河オリンパス株式会社	福島県西白河郡
オリンパスマーケティング株式会社	東京都新宿区
Olympus Corporation of the Americas	米国ペンシルベニア州
Olympus America Inc.	米国ペンシルベニア州
Olympus Europa Holding SE	ドイツ連邦共和国ハンブルク市
KeyMed (Medical & Industrial Equipment) Ltd.	英国エセックス州
Olympus Corporation of Asia Pacific Limited	中華人民共和国香港特別行政区
Olympus Korea Co., Ltd.	大韓民国ソウル市
Olympus (China) Co., Ltd.	中華人民共和国北京市
Olympus (Beijing) Sales & Service Co., Ltd.	中華人民共和国北京市

- (注) 1. オリンパスメディカルシステムズ株式会社は、2021年9月1日付で、本店所在地を東京都渋谷区から東京都八王子市に移転しました。
 2. オリンパスマーケティング株式会社は、2021年10月1日付で、オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社から商号を変更しました。

9. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

事業	従業員数	前期比増減
内視鏡	13,646名 (280名)	210名 (△90名)
治療機器	8,252名 (201名)	176名 (3名)
科学	3,709名 (158名)	158名 (△11名)
その他	524名 (31名)	△84名 (1名)
本社管理	5,426名 (264名)	△556名 (△104名)
合計	31,557名 (934名)	△96名 (△201名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループ外への出向者は含まず、当社グループへの出向受入者は含みます。また、臨時雇用者数の年間の平均人員を () 内に外数で記載しています。
2. 当期より呼吸器科分野の開示セグメントを内視鏡事業から治療機器事業へ変更したため、前期比増減については、前期の数値を当期の集計方法に組替えて表示しています。

10. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	806億20百万円
株式会社三菱UFJ銀行	576億20百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

- (1) 当社の中国現地法人であるOlympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下、「OSZ」) が、深圳市安平泰投展有限公司 (以下、「安平泰」) に委託したコンサルタント業務の対価に関し、2016年12月23日に、安平泰がOSZに対して、損害賠償等として、約46億43百万円の支払いを求める訴訟を深圳市中级人民法院に提起しました。深圳市中级人民法院において2018年7月30日に判決が出され、OSZが安平泰に対し、損害賠償として、約33億57百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2018年8月17日に広東省高级人民法院に控訴を提起しました。2020年7月1日、広東省高级人民法院は、安平泰側が請求の根拠とするコンサルタント業務に係る覚書等の有効性などの基本的な事実関係が不明確であるなどとして、OSZに損害賠償金等の支払を命じた第一審判決を取り消し、本案の審理を深圳市中级人民法院に差し戻す裁定を下しました。2021年12月31日、深圳市中级人民法院において判決が出され、OSZが安平泰に対し、約35億42百万円およびその遅延損害金等を支払うことを命ずる判決が言い渡されました。OSZは当該判決を不服として、2022年1月24日に広東省高级人民法院に控訴を提起しました。現在、広東省高级人民法院にて本案が係属中です。

- (2) 当社の中国現地法人であるOlympus (China) Co., Ltd. (以下、「OCH」)とOSZは、Shenzhen YL Technology Co., Ltd. (以下、「YL」)との間で、OCHの保有するOSZの持分全部をYLが取得すること(以下、「本取引」)に関して2018年12月25日付で契約(以下、「本契約」)を締結しました。その後、YLにより本取引に関する会社登記を進めていましたが、深圳市市場监督管理局(以下、「本当局」)が本取引の会社登記を制限したことにより、YLによる会社登記業務は履行されなかったため、OSZは、本契約を2020年1月20日付で解除し、終了させました。

なお、YLは本当局による会社登記の制限を不服として2020年4月15日付で本当局に対する行政訴訟(以下、「行政訴訟(对本当局)」)を提起し、OSZは広東省深圳市塩田区人民法院(以下、「塩田区人民法院」)の決定により、行政訴訟(对本当局)に第三者として訴訟参加していました。その後、YLは、行政訴訟(对本当局)の訴えの取り下げを申立て、2021年3月26日付で塩田区人民法院がこれを許可しました。これにより行政訴訟(对本当局)は終了し、OSZによる第三者としての訴訟参加も終了しました。

また、YLは、本当局がYLによる会社登記を制限したのは、深圳市科技创新委員会(以下、「本委員会」)による指示に基づくものであるとし、2020年6月10日付で、本委員会に対する行政訴訟(以下、「行政訴訟(对本委員会)」)を提起し、OSZは塩田区人民法院の決定により、行政訴訟(对本委員会)に第三者として訴訟参加していました。その後、YLは、行政訴訟(对本委員会)の訴えの取り下げを申立て、2021年3月30日付で塩田区人民法院がこれを許可しました。これにより行政訴訟(对本委員会)は終了し、OSZによる第三者としての訴訟参加は終了しました。

一方、YLは、OSZに対しても民事訴訟を提起し、OSZは深圳市中級人民法院より送達された訴状を2020年5月28日に受領しました。当該民事訴訟は、YLがOSZの持分を取得し、OSZの持分権者であることの確認を求める訴えです。本訴訟について、OSZは、管轄権異議を申し立て、深圳市中級人民法院は、OSZによる管轄権異議を認め、2021年3月19日付でYLの訴えを却下しました。なお、YLはこれを不服として2021年3月28日付で広東省高級人民法院に控訴しました。本控訴審においても、広東省高級人民法院は、OSZによる管轄権異議を認め、2021年6月23日付でYLの訴えを却下しました。

- (3) 当社は、当社の個人株主1名(以下、「原告」)が、2020年2月4日、当社取締役および旧取締役ならびに旧監査役計11名(以下、「被告」)に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟を東京地方裁判所に提起した旨の2020年3月25日付訴訟告知書を受領しました。被告は、当社取締役の竹内康雄、当社旧取締役の笹宏行、木本泰行、藤塚英明、蛭田史郎、西川元啓および平田貴一、当社旧監査役(当社旧取締役)の清水昌および名取勝也ならびに当社旧監査役の齋藤隆および名古屋信夫です。訴えの概要は、当社の中国現地法人であるOSZが、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっている問題を解決するために中国企業との間でコンサルタント契約等を締結した事実に関し、かかる契約の締結を承認または黙認したこと等により発生した損害につき、任務懈怠があったとして、被告11名に対し、連帯して、総額16億円およびこれに対する遅延損害金を当社に支払うことを求めるものです。当社は、上記訴訟告知に対して、補助参加人として訴訟手続に関与し、原告の主張に対して適切に反論することを通じて、裁判所の適正なご判断をいただく必要があると判断し、2020年5月1日、被告らに補助参加することを決定しました。現在、東京地方裁判所にて本案が係属中です。

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 4,000,000,000株
2. 発行済株式総数 1,273,032,721株 (自己株式26,261,612株を除く)
3. 基準日現在の株主数 43,819名

4. 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	243,809,100株	19.15%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	87,088,376	6.84
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	78,118,300	6.14
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	48,860,900	3.84
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	39,509,300	3.10
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT BRITISH VIRGIN ISLANDS/U.K.	38,216,084	3.00
株式会社三菱UFJ銀行	30,522,344	2.40
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY RECEIPT HOLDERS	23,670,841	1.86
日本生命保険相互会社	21,258,572	1.67
MSCO CUSTOMER SECURITIES	20,972,600	1.65

(注) 持株比率は、自己株式 (26,261,612株) を控除して算出しています。

5. 当期中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く) および執行役	一株	一名
社外取締役	4,623	3

- (注) 1. 株式報酬の内容については、【4】会社役員に関する事項 4. 取締役および執行役の報酬等の額 (38頁)に記載しています。
2. 上記は、退任した社外取締役に對して交付された株式も含めて記載しています。

6. その他株式に関する重要な事項

(1) 当社は、会社法第178条の規定に基づき、2021年5月7日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類 普通株式
- ・消却した株式の総数 71,620,630株（消却前の発行済株式総数に対する割合5.22%）
- ・消却日 2021年6月4日
- ・消却後の発行済株式総数 1,299,294,333株
- ・消却後の自己株式数 13,659,291株（消却後の発行済株式総数に対する割合1.05%）

(2) 当社は、会社法第459条第1項および当社定款第32条の規定に基づき、2021年12月17日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類 普通株式
- ・取得した株式の総数 12,681,000株
- ・取得価額の総額 30,000百万円
- ・取得期間 2021年12月21日～2022年2月18日（約定ベース）

(3) 当社は、会社法第178条の規定に基づき、2022年5月11日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式を消却することを決議しました。

- ・消却する株式の種類 普通株式
- ・消却する株式の総数 13,402,333株（消却前の発行済株式総数に対する割合1.03%）
- ・消却予定日 2022年6月8日
- ・消却後の発行済株式総数 1,285,892,000株
- ・消却後の自己株式数 12,859,279株（消却後の発行済株式総数に対する割合1.00%）

3 会社役員に関する事項

1. 取締役および執行役の氏名等

(1) 取締役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	竹 内 康 雄	指 名 委 員	
社外取締役	藤 田 純 孝	取 締 役 会 議 長 指 名 委 員 長	日本CFO協会理事長
社外取締役	神 永 晋	報 酬 委 員 長	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル社外取締役 東レ株式会社社外取締役
社外取締役	岩 村 哲 夫	指 名 委 員 報 酬 委 員	
社外取締役	榎 田 恭 正	監 査 委 員 長	
社外取締役	岩 崎 淳	監 査 委 員	岩崎公認会計士事務所長 井関農機株式会社社外取締役 日本ハム株式会社社外取締役
社外取締役	デイビッド・ロバート・ヘイル	指 名 委 員	ValueAct Capital Management L.P. パートナー JSR株式会社社外取締役
社外取締役	ジミー・シー・ビーズリー	報 酬 委 員	
社外取締役	市 川 佐 知 子	監 査 委 員	田辺総合法律事務所パートナー 公益社団法人会社役員育成機構監事 東京エレクトロン株式会社社外取締役
取 締 役	シュテファン・カウフマン		
取 締 役	古 閑 信 之	監 査 委 員	

- (注) 1. 上記の取締役全員は、2021年6月24日付で就任しました。
 2. 取締役藤田純孝、神永晋、岩村哲夫、榎田恭正、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリーおよび市川佐知子の各氏は、社外取締役です。
 3. 取締役藤田純孝、神永晋、岩村哲夫、榎田恭正、岩崎淳、デイビッド・ロバート・ヘイル、ジミー・シー・ビーズリーおよび市川佐知子の各氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届出しています。
 4. 取締役岩崎淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 5. 取締役市川佐知子氏は、米国公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
 6. 当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査機能等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握および各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、取締役古閑信之氏を常勤の監査委員として選定しています。
 7. 当期中および当期末後における取締役の地位、担当および重要な兼職の主な変更は次のとおりです。

氏名	変更年月日	変更後の地位、担当および重要な兼職の状況	変更前の地位、担当および重要な兼職の状況
藤田純孝	2021年6月24日	社外取締役 日本CFO協会理事	社外取締役 古河電気工業株式会社社外取締役 日本CFO協会理事
神永晋	2021年6月4日	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル社外取締役 東レ株式会社社外取締役	社外取締役 SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル社外取締役 一般社団法人エレクトロニクス実装学会会長 東レ株式会社社外取締役
榎田恭正	2021年7月27日	社外取締役	社外取締役 有限責任監査法人トーマツ独立非業務執行役員 デロイトトーマツ合同会社独立非業務執行役員
デイビッド・ロバート・ヘイル	2021年6月17日	社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. パートナー Bausch Health Companies Inc. ディレクター JSR株式会社社外取締役	社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. パートナー Bausch Health Companies Inc. ディレクター
	2021年6月21日	社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. パートナー JSR株式会社社外取締役	社外取締役 ValueAct Capital Management L.P. パートナー Bausch Health Companies Inc. ディレクター JSR株式会社社外取締役
市川佐知子	2021年11月26日	社外取締役 田辺総合法律事務所パートナー 公益社団法人会社役員育成機構監事 東京エレクトロン株式会社社外取締役	社外取締役 田辺総合法律事務所パートナー 公益社団法人会社役員育成機構監事 株式会社良品計画社外監査役 東京エレクトロン株式会社社外取締役

(2) 執行役の氏名等

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 執 行 役	竹 内 康 雄	社長兼チーフエグゼクティブオフィサー (CEO)
執 行 役	ナ チ ョ ・ ア ビ ア	チーフオペレーティングオフィサー (COO)
執 行 役	田 口 晶 弘	チーフテクノロジーオフィサー (CTO)
執 行 役	武 田 睦 史	チーフファイナンシャルオフィサー (CFO)
執 行 役	シュテファン・カウフマン	チーフアドミニストレイティブオフィサー (CAO)

- (注) 1. 執行役のうち竹内康雄およびシュテファン・カウフマンの両氏は、取締役を兼務しています。
2. 2022年3月31日付で次の執行役が退任しました。
執行役 田口 晶弘
3. 2022年4月1日付で次の執行役を新たに選任しました。
執行役 チーフテクノロジーオフィサー (CTO) アンドレ・ローガン
執行役 チーフマニュファクチャリングアンドサプライオフィサー (CMSO) 小林 哲男
4. 2022年4月1日付で執行役シュテファン・カウフマン氏は、チーフストラテジーオフィサー (CSO) およびESGオフィサーに就任しています。
5. 当社は執行役員制度を採用しており、2022年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地 位	氏 名	地 位	氏 名	地 位	氏 名
執行役員	小 林 哲 男	執行役員	田 代 芳 夫	執行役員	後 藤 正 仁
執行役員	大 久 保 俊 彦	執行役員	江 口 和 孝	執行役員	楊 文 雷
執行役員	土 屋 英 尚	執行役員	長 谷 川 晃	執行役員	フランク・ドレバロウスキー
執行役員	齋 藤 吉 毅	執行役員	楠 田 秀 樹	執行役員	河 野 裕 宣
執行役員	齊 藤 克 行	執行役員	櫻 井 友 尚	執行役員	アンドレ・ローガン
執行役員	安 藤 幸 二	執行役員	大 月 重 人		

- (注) 1. 2022年3月31日付で次の執行役員が退任しました。
なお、小林哲男およびアンドレ・ローガンの両氏は、2022年4月1日付で執行役に就任しています。
執行役員 小林 哲男
執行役員 楠田 秀樹
執行役員 アンドレ・ローガン
2. 2022年4月1日付で次の執行役員を新たに選任しました。
執行役員 倉本 聖治
執行役員 ガブリエラ・ケイナー
執行役員 ロス・セガン
執行役員 ピエール・ボワシエ
執行役員 スティーブン・ニーボーン

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額です。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および当社子会社（国内、アジア）の役員および管理職従業員であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしています。

4. 取締役および執行役の報酬等の額

(1) 取締役および執行役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)	
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役	社内	919	514	224	181	3
	社外	138	116	—	22	10
	計	1,057	630	224	203	13
執行役	666	282	234	150	3	

- (注) 1. 基本報酬は当期に支払った金額、業績連動報酬等は当期を対象期間とした短期インセンティブ報酬額（2022年7月に支給予定）、非金銭報酬等は当期に費用計上すべき長期インセンティブ報酬額を記載しています。なお、業績連動型株式報酬（PSU）の額227百万円は非金銭報酬等にはのみ計上しており、業績連動報酬等には計上していません。
2. 執行役は上記の3名のほかに、取締役を兼務する執行役が2名います。その2名の報酬等は社内取締役としての報酬等を含めて記載しています。
3. 当社は、執行役を兼務しない取締役に対して業績連動報酬を支給していません。
4. 上記の社外取締役に2021年6月24日開催の2021年3月期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでいます。
5. 社外取締役1名から報酬辞退の申し出があり、報酬委員会として支給しないことを決定しました。ただし、上記社外取締役の員数には含めて記載していません。

(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は、指名委員会等設置会社として、独立社外取締役が過半数を占める報酬委員会が当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針、報酬等の内容、報酬規程に関する事項等を審議・決定しています。

報酬委員会は当期に係る報酬等の内容についても、取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針と報酬等の内容および額の決定方法の整合性、また当該決定方法に数値その他の関係する要素を当てはめて報酬等の内容および額を導き出す過程の合理性など、報酬等の決定に関する事項について審議を行ったうえで決定していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しています。なお、報酬委員会は、客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルティングのPay Governance社を採用しています。同社は当期に開催した報酬委員会計11回のうち10回に陪席しました。

①役員報酬の基本方針

当社の役員報酬は、役員に「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針としています。

②報酬水準

優秀な人材の確保・保持を可能とする競争力のある報酬水準とするべく、客観的な外部データ、評価データ、経済環境、業界動向および経営状況等を勘案したうえで、役割責任に応じた妥当な報酬水準を設定しています。具体的には、グローバル・メドテックカンパニーの報酬水準や役員の出身国におけるメドテックカンパニーの報酬水準等をベンチマークとして設定し、每期、相对比较して決定します。

③取締役の報酬体系

■取締役の種類別報酬割合

経営を監督する立場にあることから、取締役報酬は固定報酬として基本報酬（BS：Base Salary）を支給します。さらに、取締役と投資家との利害の共有を図るという考え方を重視し、基本報酬（BS）に加え、非業績連動型の株式報酬（非金銭報酬）を付与します。

株式報酬は事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU: Restricted Stock Unit）とし、日本居住者は退任時に権利確定とします。日本非居住者の権利確定は、各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。また、株式報酬の額は、日本居住者、日本非居住者とも同額の300万円とし、株主総会における就任時の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給します。

取締役	基本報酬 (BS)	長期インセンティブ 報酬(LTI)
		RSU
	81～91%	9～19%

- (注) 1. 上記の図は日本出身の取締役について種類別報酬割合を图示したものです。日本以外の出身者については、RSU支給額は日本出身者と同水準ですが、報酬総額に違いがあるため種類別報酬割合が異なります。
2. 執行役を兼務する者について、日本出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬を執行役報酬とは別に支給します。日本以外の出身者に対しては、取締役としての管理監督機能に対する現金報酬は執行役報酬に含めて支給します。また、執行役を兼務する者は執行役報酬にRSUが設定されているため、取締役報酬としてのRSUは支給しません。

④執行役の報酬体系

経営戦略を達成し企業価値を創造するためには、有能な経営人材を確保し、その能力を十分に発揮してもらう報酬制度が必須です。そのために以下の考え方で報酬制度を決定しています。なお、この項における執行役には、取締役を兼務する執行役も含んでいます。

1. グローバル・メドテックカンパニーに対抗しうる、より強力なインセンティブプログラムとする。
2. 経営戦略と整合性のあるインセンティブプログラムとする。
3. 長期インセンティブ報酬（LTI: Long Term Incentive）を活用し、価値創造とパフォーマンス評価を重視したプログラムとする。
4. 日本の大手グローバル企業と比較して競争力のある基本報酬（BS）を支給する。
5. グローバック条項や株式保有ガイドラインを導入し、インセンティブに対する健全な管理を確保する。
6. チャレンジングかつアチーブブルな目標設定により、執行役のモチベーションを向上させる。

グローバル経営に責任を持つ執行役の報酬設計の考え方は、標準化されたグローバルな報酬システムが望ましいですが、地域による役員報酬水準の違いにより、日本の報酬水準で有能な人材を引き付け、維持することは困難です。そのため全ての執行役の報酬は同様の構成としますが、実際の報酬水準は、執行役の出身国における報酬水準の違いを勘案して決定します。

■執行役の種類別報酬割合（変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合）

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬（BS）、期毎の業績に連動する短期インセンティブ報酬（STI: Short Term Incentive）、および長期インセンティブ報酬（LTI）の組み合わせとしています。そして中長期的な企業価値および株主価値を向上するための経営戦略の達成に重点を置き、業績連動報酬、特に長期インセンティブ報酬（LTI）の比率を高めた以下の構成とし、これにより短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額を決定しています。

代表執行役 BS : STI : LTI = 1 : 1 : 2

執行役 BS : STI : LTI = 1 : 1 : 1.5

長期インセンティブ報酬（LTI）は、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）と業績連動型株式報酬（PSU: Performance Share Unit）で構成します。その割合は、2020年3月期報酬委員会にて新たな報酬制度を決定した際に事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）25%、業績連動型株式報酬（PSU）75%としていました。これに対し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営戦略の取り組みは大きな影響を受け事業環境の不確実性が増したことから、2022年3月期を初年度とし2024年3月期を最終年度とする長期インセンティブ報酬（LTI）の割合については、事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）40%、業績連動型株式報酬（PSU）60%としました。

執行役の報酬全体の構成比率は以下のとおりです。

代表執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	25%	25%	20%	30%

(注) 上記の図は執行役割に対する報酬の種類別報酬割合です。取締役を兼務する者の監督役割に対する報酬は含んでいません。

執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	28.5%	28.5%	17%	26%

(注) 日本以外の出身者には、個人別に従前の報酬契約との調整を図るための一時金やセバランス・ペイ、その他に住宅手当や年金等が設定されています。

■非金銭報酬等に関する事項① 事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU)

事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU) は、譲渡制限期間を3年とし、当期の長期インセンティブ報酬 (LTI) の標準額 (基本報酬に1.5または2を乗じた金額) の40%に相当する株数を譲渡制限期間の開始時点で決定し、3年経過後にその株数を支給します。

■非金銭報酬等に関する事項② 事後交付型譲渡制限付株式報酬 [Transformational FY22-RSU]

2019年3月期から2021年3月期までの3年間を評価対象期間とする業績連動型株式報酬 (PSU) は、「2016経営基本計画 (16CSP)」をベースに設定されており、業績評価指標の実績値が下限値を下回ったため支給がありませんでした。一方、2020年3月期以降新たな経営戦略に基づき、企業変革プラン「Transform Olympus」として進めている様々な改革テーマや2021年3月期に実施した映像事業の譲渡による一時費用、および新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等を考慮すると、業績評価指標の実績値は役員報酬に連動する業績目標値の下限値を下回ったものの、執行役による経営努力により、2022年3月期以降につながる成果を創出していると報酬委員会は判断しました。執行役の上記成果や経営努力を鑑み、さらに不確実な事業環境の中で、執行役が2022年3月期以降も企業価値の最大化、株主価値の向上に引き続き邁進するとともに、株主との利害共有を一層強化するための株式保有を促すものとして、報酬委員会の裁量で以下のとおり事後交付型譲渡制限付株式報酬 [Transformational FY22-RSU] を付与しました。

1. 付与対象者
チーフエグゼクティブオフィサー (CEO) およびチーフテクノロジーオフィサー (CTO)
2. 付与形態
Transformational FY22-RSUのユニット付与日を2021年4月1日とし、3年後または会社都合による退任時に権利確定します。会社都合によらない退任の場合には、報酬委員会が対応を決定します。
3. 付与ユニット数
2022年3月期の基本報酬の18%をTransformational FY22-RSUの標準額とします。付与日の前営業日の株価で支給株数を算出し、権利確定後にその株数を支給します。

非金銭報酬等でもある業績連動型株式報酬 (PSU) については、後述の「業績連動報酬等に関する事項②非金銭報酬 業績連動型株式報酬 (PSU)」の項目をご参照ください。

■業績連動報酬等に関する事項① 短期インセンティブ報酬 (STI)

短期インセンティブ報酬 (STI) の標準額は、基本報酬 (BS) と同額とし、対象期の終了後に報酬委員会で指標についての業績を評価のうえ、支給率および支給額を決定します。

【評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

当期については、長期的、戦略的な取り組みを各年度内で着実に実施する事が重要であることから、短期インセンティブ報酬 (STI) の目標のうち戦略目標の構成比率を増加させることとしました。

売上高、営業利益および戦略目標の構成比率は以下のとおりです。

売上高 30%	営業利益 40%	戦略目標 30%
------------	-------------	-------------

(注) 2020年3月期に設定した指標の構成比率は、売上高30%、営業利益50%、戦略目標20%でした。

a.売上高：30%

2021年3月期の決算短信の「次期の見通し」の売上高を目標としていましたが、当該連結業績予想が更新されたことを受け、2022年3月期第1四半期決算短信に記載された連結業績予想の売上高を目標とするよう変更しました。目標の100%達成に対し100%が支給され、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

b.営業利益：40%

2021年3月期決算短信の「次期の見通し」の営業利益額を目標としていましたが、2022年3月期第1四半期決算短信に記載された連結業績予想の損益計算書から算出した調整後営業利益率に変更しました。目標の100%達成に対し100%が支給され、下限0%～上限200%支給の評価テーブルとしました。

c.戦略目標：30%

2021年5月7日に開催した2021年3月期決算説明会において示した2022年3月期の以下の全社で取り組む重要課題の中から項目を設定し、全執行役共通の目標としました。各目標の達成度に対し下限0%～上限200%で支給するよう設定しました。

- ・医療ビジネスにおける収益性の高い成長戦略の深化
- ・Transform Olympusによる企業体質の更なる改善および基盤強化
- ・今後の成長を牽引する製品開発への着実な投資継続

【実績】

業績連動報酬等(STI)		目標値	実績値	達成率	支給率
業績評価指標	売上高：30%	7,857億円	8,011億円	142.4%	42.7%
	営業利益率：40%	17.5%	19.3%	172%	68.8%
	戦略目標：30%	—	—	70%	21%

(注) 売上高は為替調整後の値から、営業利益率はその他の収益・費用を差し引いた調整後の営業利益から算出しています。

以上により、支給率は各業績評価指標の支給率の合計132.5%となりました。また、この支給率を業績連動報酬(STI)標準額に乘じ支給額を決定しました。

■業績連動報酬等に関する事項② 非金銭報酬 業績連動型株式報酬 (PSU)

業績連動型株式報酬 (PSU) は、業績評価期間において予め定めた業績指標の業績評価期間終了時における達成度に応じて株式を交付するものです。2020年3月期を評価対象期間の開始とし、2022年3月期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬 (PSU) については、以下のとおりです。

【評価指標および選定した理由】

中長期の成長性と収益性を高める意欲を刺激し、その結果に報いることを目的に、対象期間は3期分とし、業績評価指標を①親会社の所有者に帰属する当期利益 (以下、当期利益) の対象期間合計額、②売上高成長率の対象期間平均としていました。また、対象期間終了時における目標達成度に応じて、0%～150%の範囲で調整した金額に相当する数の当社の普通株式を交付するように設定してました。これに対し、評価対象期間中に映像事業の譲渡が発生したため、業績評価指標の目標値および実績値から可能な範囲で映像事業分を除いて評価することが適切と報酬委員会は判断しました。総支給額および支給株数の算定方法は以下のとおりです。

$$\text{総支給額} = \{ (3 \text{事業年度当期利益合計額} - 1,108 \text{億円}) \times 0.046219567\% + (3 \text{事業年度平均売上高成長率} - 3.25\%) \times 675,923,077 \text{円} \} \times (\text{対象となる取締役・執行役の個別ポイントの総和} \div 7,323)$$

各役員への個別支給株数は、上記に基づき計算された総支給額を当社普通株式の割当に係る当社報酬委員会決議の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値で除して算出した総支給株数を、個人別に定められたポイントおよび在任期間に応じて按分し決定します。

【実績】

業績評価指標	目標値	下限値	実績値
当期利益の対象期間合計額	2,217億円	1,108億円	2,251億円
売上高成長率の対象期間平均	6.5%	3.25%	5.67%

(注) 1. 当期利益の合計額は、目標値は変わらず、全社実績から映像事業譲渡に関する一時費用を控除した調整値を実績値とし、達成度を評価しました。

2. 売上高成長率は、全社売上から映像事業分を除いた目標値および実績値で達成度を評価しました。

以上により、総支給額を本事業報告作成後に判明する2022年5月16日の株価終値で除し総支給株数を算出のうえ、按分し支給します。

当期を評価対象期間の開始とし、2024年3月期を評価対象期間の終了とする業績連動型株式報酬（PSU）は以下のとおりです。当業績連動型株式報酬（PSU）では、長期インセンティブ報酬（LTI）の標準額の60%に相当する株数を業績評価期間の開始時点で決定し、目標期間終了後にパフォーマンスに応じた株数を支給します。

【評価指標、評価ウエイトおよび選定した理由】

評価指標および評価ウエイトを以下としました。

営業利益 40%	相対TSR 40%	ESG 20%
-------------	--------------	------------

a. 営業利益：40%

今後も企業価値向上のため継続的に改革を推進することから、営業利益を業績評価の指標に設定しました。評価期間中の各期初に営業利益の目標および0%～200%の支給カーブを決定し、各期末に実績から各期の支給率を算定します。そして3期分の支給率の平均をPSUの営業利益に対する支給率とします。

b. 相対TSR：40%

株主と経営陣の双方の視点から長期の業績と報酬を連動させる重要な基準である相対TSRを、業績評価の指標に設定しました。グローバル・メドテックカンパニー20社をピアグループに設定し、自社のTSRのランクが50%水準に位置した場合に100%支給としています。0%～200%支給の評価テーブルは、ピアグループとの相対比較で、合理的に設定したロジックをもとに算出しています。

c. ESG：20%

経営戦略で取り組み強化を表明しているESGに関する指標として、DJSI(Dow Jones Sustainability Index)のIndexを評価指標に設定しました。DJSIの評価結果は、ランクの上位から“World Index(W)”、“Asia Pacific Index(AP)”、“Non-Index(N)”となります。1年目、2年目の結果を考慮し、3年目に獲得するIndexを重視した評価テーブルを設定し、支給率200%、150%、100%、50%、0%を決定します。

■ クローバック条項

経営層（執行役）の無謀な投資や不正会計処理の抑止力とすることを目的に、クローバック条項を設定しています。クローバックの対象は、執行役の短期インセンティブ報酬（STI）および長期インセンティブ報酬（LTI）で、以下の事象が発生した場合にクローバックを発動させます。

a. 報酬の前提となる情報が誤っている、または異なっていることが発覚したことに起因して、本来支給されるべきであった報酬額との差額の返還を求める事象

b. 義務違反等が発生した場合の一種の制裁措置として、支給済みの報酬額の返還を求める事象
なお、個別事象に対するクローバックの適用の最終決定は報酬委員会が行い、取締役会に報告します。

(3) 2023年3月期報酬内容について

①取締役の株式報酬

取締役の株式報酬は、株式保有の促進による投資家との利害の共有をより一層図るため、事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU) を300万円から600万円に増額することとしました。

②執行役の報酬構成

執行役の報酬は、グローバル・メドテックカンパニーの報酬水準も考慮し、業績連動報酬である短期インセンティブ報酬 (STI) 、および株式報酬である長期インセンティブ報酬 (LTI) の比率を高めた報酬構成としました。

代表執行役 BS : STI : LTI = 1 : 1.25 : 3

執行役 BS : STI : LTI = 1 : 1.15 : 2

③執行役の短期インセンティブ報酬 (STI)

評価指標および評価ウエイトは、当期と同様、以下のとおりです。

売上高 30%	営業利益 40%	戦略目標 30%
------------	-------------	-------------

④執行役の長期インセンティブ報酬 (LTI)

2023年3月期を初年度とし2025年3月期を最終年度とする長期インセンティブ報酬 (LTI) の割合については、業績連動報酬に重きを置くという基本的考え方に従い、また現在の不透明で変化の大きい事業環境を考慮し、報酬総額における株式の望ましい比率を確保するため、事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU) 40%、業績連動型株式報酬 (PSU) 60%としました。また、業績連動型株式報酬 (PSU) の評価指標および評価ウエイトを以下としました。

営業利益 20%	相対TSR 60%	ESG 20%
-------------	--------------	------------

⑤執行役の種類別報酬割合 (変動報酬に係る目標達成率がすべて100%の場合)

上記を踏まえた執行役の報酬全体の構成比率は以下のとおりです。

代表執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	19%	24%	23%	34%

執行役	基本報酬 (BS)	短期インセンティブ報酬 (STI) [賞与]	長期インセンティブ報酬 (LTI)	
			RSU	PSU
	24%	28%	19%	29%

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

(2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
社 外 取 締 役	藤 田 純 孝	日本CFO協会理事長
社 外 取 締 役	神 永 晋	SKグローバルアドバイザーズ株式会社代表取締役 株式会社デフタ・キャピタル社外取締役 東レ株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所長 井関農機株式会社社外取締役 日本ハム株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	デイビッド・ロバート・ヘイル	ValueAct Capital Management L.P. パートナー JSR株式会社社外取締役
社 外 取 締 役	市 川 佐 知 子	田辺総合法律事務所パートナー 公益社団法人会社役員育成機構監事 東京エレクトロン株式会社社外取締役

- (注) 1. 藤田純孝、神永晋、岩崎淳および市川佐知子の各氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。
 2. デイビッド・ロバート・ヘイル氏の重要な兼職先のうち、ValueAct Capital Management L.P.が管理するValueAct Capital Master Fund, L.P.は、当社の株式を保有しています。なお、JSR株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
 3. 本項目については、2021年6月24日開催の2021年3月期定時株主総会終結の日の翌日以降、当期末日までの期間中に在任した者のうち兼職のある者について記載しています。

(2) 当期における主な活動状況

当社の社外取締役は、取締役会が決定した当社の経営の基本方針に基づき、株主からの負託を受けて会社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、取締役および執行役の職務をモニタリングするとともに、経営陣から独立した立場で、また様々なステークホルダーの視点をもって意見および提言を行っています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 藤田 純孝	取締役会 12回／12回 指名委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。また、取締役会議長として、取締役会の監督機能の強化を目指し、中長期的な経営戦略、事業ポートフォリオの見直し等の重要な議案に注力するよう、取締役会をリードしています。加えて、社外取締役だけの会合を定期的に実施し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識の共有を図るとともに、毎回の取締役会の終了後に社外取締役のみでExecutive Sessionを開き、その日の審議案件に基づく課題や今後取締役会で深掘りすべき論点等について意見交換を行っています。さらに、それら会合およびExecutive Sessionの内容を議長としてCEOにフィードバックしています。また、指名委員会の委員長として、取締役選任やサクセッションプランの重要性を十分に認識し、委員会の運営を推進しています。
取締役 神永 晋	取締役会 12回／12回 報酬委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、先端技術分野のグローバル事業展開に長く携わった経験に基づいた様々な角度からの意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員長として、中長期的な経営目標と整合性のある報酬制度の策定と運用および役員報酬の決定を主導し、委員会の運営を推進しています。
取締役 岩村 哲夫	取締役会 12回／12回 指名委員会 11回／11回 報酬委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、豊富なグローバル経営の経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容や役員報酬に係る事項等を決定しています。

	出席状況	発言状況および 社外取締役に関与される役割に関して行った職務の概要
取締役 榎田 恭正	取締役会 12回／12回 指名委員会 2回／2回 報酬委員会 4回／4回 監査委員会 18回／18回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界における経営者としての経験から当社グループの事業活動全般に対し、様々な角度からの意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員長として、取締役および執行役の職務執行の監査を主導し、委員会の運営を推進しています。
取締役 岩崎 淳	取締役会 10回／12回 監査委員会 24回／24回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識および財務会計分野での高い専門性に基づき、意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員として、その専門的な知見に基づいて取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。
取締役 デビッド・ロバート・ハイル	取締役会 12回／12回 指名委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、多様な業界における経験豊富な経営コンサルタントおよび投資家として、グローバルな資本市場やヘルスケア業界における知見から意見および提言を行っています。また、指名委員会の委員として、取締役の選任に関する議案の内容を決定しています。
取締役 ジミー・シー・ビズリー	取締役会 12回／12回 報酬委員会 11回／11回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、ヘルスケア業界におけるグローバルでの事業経験および経営陣としての豊富な経験から意見および提言を行っています。また、報酬委員会の委員として、役員報酬に係る事項等を決定しています。
取締役 市川 佐知子	取締役会 9回／9回 監査委員会 18回／18回	独立した立場から、業務執行の監督等に必要な発言を積極的に行っています。特に、弁護士および米国公認会計士としての専門的な観点から意見および提言を行っています。また、監査委員会の委員として、その専門的な知見に基づいて取締役および執行役の職務執行の監査を行っています。

- (注) 1. 取締役市川佐知子氏の取締役会の出席状況は、2021年6月24日の取締役就任後に開催されたものを対象としています。
2. 取締役榎田恭正氏の指名委員会および報酬委員会の出席状況は、2021年6月24日までの委員在任中に開催されたものを対象としています。
3. 取締役榎田恭正および市川佐知子の両氏の監査委員会の出席状況は、2021年6月24日の委員就任後に開催されたものを対象としています。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	支給額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	252百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	288百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算出根拠など必要な情報の入手および検証を行った結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしました。
3. 当社の重要な子会社であるOlympus Corporation of the Americas、Olympus Europa Holding SE、Olympus Corporation of Asia Pacific LimitedおよびOlympus (China) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、非監査業務として、各種アドバイザリー業務を委託し、その対価を支払っています。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められた場合、必要に応じて、監査委員会は、監査委員全員の同意により解任します。

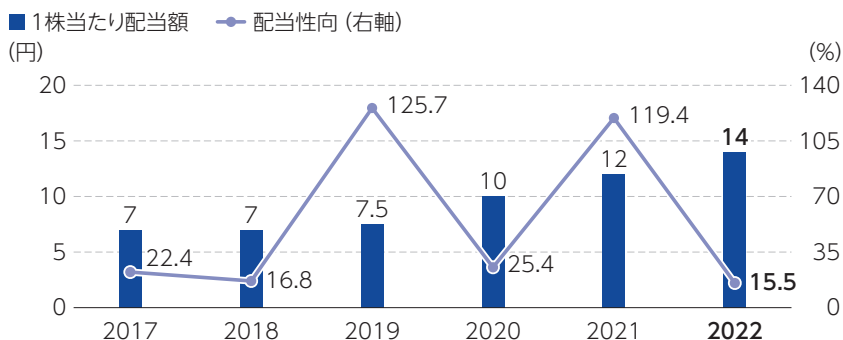
また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性および信頼性に影響を及ぼす事象が生じたことにより、当社における監査が適切に実施されないと認められる場合、その他必要があると判断した場合には、監査委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの持続的な成長を実現させるため、事業成長等への投資を優先しつつ、安定的かつ継続的に増配していくことを基本方針としています。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2022年5月11日開催の取締役会決議により、前期より2円増配の1株当たり14円としました。効力発生日および支払開始日は、2022年6月3日です。

(ご参考)



(注) 当社は、2019年4月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しています。上記1株当たり配当額は株式分割実施後の基準に換算し記載しています。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科目	2022年3月期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	694,605
現金及び現金同等物	302,572
営業債権及びその他の債権	178,428
その他の金融資産	10,269
棚卸資産	167,368
未収法人所得税	3,718
その他の流動資産	27,565
小計	689,920
売却目的で保有する資産	4,685
非流動資産	663,394
有形固定資産	247,112
のれん	164,498
無形資産	120,361
退職給付に係る資産	25,975
持分法で会計処理されている投資	1,514
営業債権及びその他の債権	27,857
その他の金融資産	16,152
繰延税金資産	57,783
その他の非流動資産	2,142
資産合計	1,357,999

科目	2022年3月期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	376,251
営業債務及びその他の債務	60,547
社債及び借入金	52,281
その他の金融負債	26,015
未払法人所得税	34,353
引当金	22,114
その他の流動負債	180,941
非流動負債	470,386
社債及び借入金	333,846
その他の金融負債	64,600
退職給付に係る負債	40,001
引当金	2,783
繰延税金負債	13,087
その他の非流動負債	16,069
負債合計	846,637
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分	510,168
資本金	124,643
資本剰余金	91,239
自己株式	△45,589
その他の資本の構成要素	34,818
利益剰余金	305,057
非支配持分	1,194
資本合計	511,362
負債及び資本合計	1,357,999

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	2022年3月期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	868,867
売上原価	297,172
売上総利益	571,695
販売費及び一般管理費	405,399
持分法による投資損益	1,492
その他の収益	14,425
その他の費用	28,315
営業利益	153,898
金融収益	1,356
金融費用	5,381
税引前利益	149,873
法人所得税費用	33,903
当期利益	115,970
当期利益の帰属	
親会社の所有者	115,742
非支配持分	228
当期利益	115,970

連結キャッシュ・フロー計算書 (ご参考)

(単位：百万円)

科目	2022年3月期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前利益	149,873
減価償却費及び償却費	64,615
段階取得に係る差損益 (△は益)	△2,826
減損損失	3,396
受取利息及び受取配当金	△1,184
支払利息	4,865
持分法による投資損益 (△は益)	△1,492
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△10,981
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△2,097
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△8,827
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	181
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	328
引当金の増減額 (△は減少)	△15,372
その他	1,516
小計	181,995
利息の受取額	1,017
配当金の受取額	167
利息の支払額	△4,286
法人所得税の支払額	△9,164
営業活動によるキャッシュ・フロー	169,729

科目	2022年3月期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△1
有形固定資産の取得による支出	△41,688
有形固定資産の売却による収入	4,485
無形資産の取得による支出	△20,083
貸付による支出	△129
貸付金の回収による収入	1,271
投資の売却及び償還による収入	8,282
子会社の取得による支出	△21,837
子会社の売却による収入	724
その他	△2,040
投資活動によるキャッシュ・フロー	△71,016
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△5,454
リース負債の返済による支出	△17,691
長期借入金の返済による支出	△26,246
配当金の支払額	△15,428
非支配持分への配当金の支払額	△188
社債の発行による収入	56,143
自己株式の取得による支出	△30,001
その他	△1,802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△40,667
現金及び現金同等物に係る換算差額	27,048
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	85,094
現金及び現金同等物の期首残高	217,478
現金及び現金同等物の期末残高	302,572

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2022年3月期 2022年3月31日現在
資産の部	
流動資産	418,300
現金及び預金	46
受取手形	42
電子記録債権	102
売掛金	68,671
製品	33,136
仕掛品	2,424
原材料及び貯蔵品	47,403
短期貸付金	196,422
未収入金	63,143
その他	10,417
貸倒引当金	△3,506
固定資産	482,617
有形固定資産	53,490
建物	27,124
構築物	711
機械及び装置	3,613
車両運搬具	4
工具、器具及び備品	7,204
土地	14,272
リース資産	338
建設仮勘定	224
無形固定資産	6,524
特許権	298
ソフトウェア	4,426
ソフトウェア仮勘定	1,794
施設利用権等	6
投資その他の資産	422,603
投資有価証券	2,553
関係会社株式	374,137
関係会社出資金	612
前払年金費用	15,749
長期未収入金	5,634
繰延税金資産	26,215
その他	4,497
貸倒引当金	△6,794
資産合計	900,917

科目	2022年3月期 2022年3月31日現在
負債の部	
流動負債	206,802
買掛金	39,739
一年内償還予定の社債	40,000
リース債務	122
未払金	5,351
未払費用	33,163
未払法人税等	17,083
預り金	68,950
製品保証引当金	45
事業構造改革引当金	61
その他	2,288
固定負債	336,886
社債	141,195
長期借入金	195,000
リース債務	219
長期預り金	358
その他	114
負債合計	543,688
純資産の部	
株主資本	358,607
資本金	124,643
資本剰余金	91,063
資本準備金	91,063
利益剰余金	188,490
その他利益剰余金	188,490
圧縮記帳積立金	1,047
繰越利益剰余金	187,443
自己株式	△45,589
評価・換算差額等	△1,774
その他有価証券評価差額金	529
繰延ヘッジ損益	△2,303
新株予約権	396
純資産合計	357,229
負債純資産合計	900,917

損益計算書

(単位：百万円)

科目	2022年3月期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	378,637
売上原価	251,924
売上総利益	126,713
販売費及び一般管理費	81,361
営業利益	45,352
営業外収益	34,350
(受取利息)	84
(受取配当金)	29,267
(その他)	4,999
営業外費用	22,515
(支払利息)	1,036
(社債利息)	410
(為替差損)	338
(社債発行費)	612
(シンジケートローン手数料)	6
(事業構造改革費用)	16,905
(その他)	3,208
経常利益	57,187
特別利益	38,209
(固定資産売却益)	1,396
(投資有価証券売却益)	4,850
(関係会社株式売却益)	763
(訴訟関連受取金)	891
(移転価格税制調整金)	30,309
特別損失	352
(減損損失)	84
(早期割増退職金等)	91
(投資有価証券売却損)	95
(開発中止に伴う損失)	82
税引前当期純利益	95,044
法人税、住民税及び事業税	11,988
法人税等調整額	△1,788
当期純利益	84,844

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

オリンパス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山崎 隆 浩

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 哲也

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 昌泰

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オリンパス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財務状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、オリンパス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。
- さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

オリンパス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	崎	隆	浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	田	哲	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯	田	昌	泰

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリンパス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議にオンライン形式を含めて出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式を含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役、執行役及び使用人等並びにE Y新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況についてオンライン形式を含めて報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について確認いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

オリンパス株式会社 監査委員会

監査委員 榎田 恭正 ㊟

監査委員 岩崎 淳 ㊟

監査委員 市川 佐知子 ㊟

常勤監査委員 古閑 信之 ㊟

(注) 監査委員榎田恭正、岩崎淳及び市川佐知子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以上

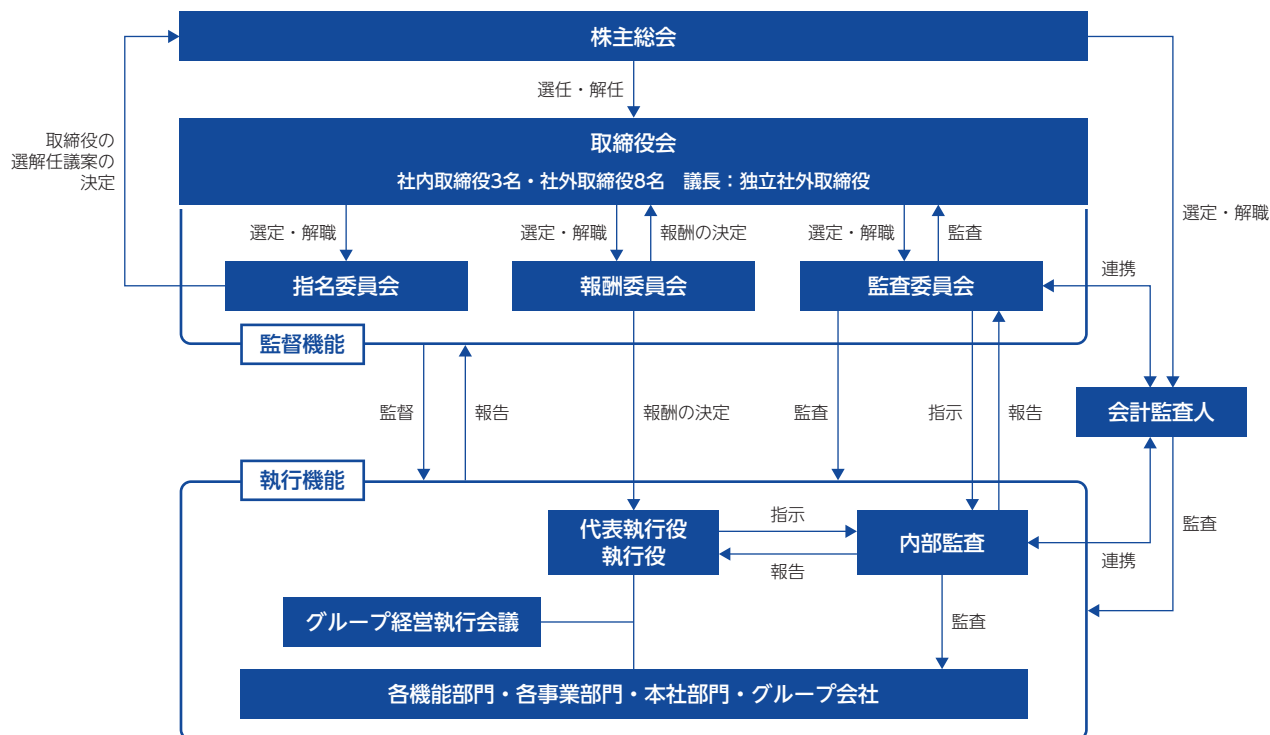
(ご参考) コーポレートガバナンス体制

当社は、経営理念に掲げている「世界の人々の健康と安心、心の豊かさの実現」をすべての活動の基本思想とし、株主さまをはじめとしたステークホルダーのために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。この基本思想のもと、業務の有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。また、当社はコーポレートガバナンス体制の強化を最重要の経営課題の一つに位置づけ積極的に取り組んでおり、コーポレートガバナンス・コードに対しても、基本的にコードの原則を遵守・実施しています。これらの取り組みを通じて、株主さまに対する受託者責任、および顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーに対する責任ならびに先述の当社の経営理念を踏まえ、実効性のあるコーポレートガバナンス体制の実現を図っていきます。

なお、コーポレートガバナンスに関する基本方針は当社ホームページに掲載しています。

<https://www.olympus.co.jp/company/governance/>

コーポレートガバナンス体制図 (2022年3月31日現在)



(ご参考) ESG

事業の持続的成長と持続可能な社会の実現のために

責任ある企業活動を通して、人々の健康と幸せを追求します

当社は、100年以上にわたり、革新的な製品・サービスを通じて、世界の人々の健康と安心、心の豊かさを実現し、社会にとって意義のある価値を提供してきました。特に、患者さまの苦痛軽減やQOL向上、医学・科学の分野における経済的価値の創出といったソリューションを提供することで、世界の医療に貢献してきました。

当社はESG（環境・社会・ガバナンス）の観点を取り入れた取り組みを積極的に行うことで、引き続き持続可能な社会のために貢献していきます。

ESG領域および重要課題

当社は、経営戦略、ステークホルダーのご意見、ESG評価機関によるベンチマークなどを反映させ、以下のとおり6つのESG領域および5つの重要課題（マテリアリティ）を特定しました。これらに取り組むことにより、事業の持続的成長と持続可能な社会を実現していきます。



6つのESG領域



5つの重要課題

- 医療機会の幅広い提供およびアウトカムの向上
- コンプライアンスおよび製品の品質安全性への注力
- 責任あるサプライチェーンの推進
- ダイバーシティ・インクルージョンの推進
- 社会と協調した脱炭素・循環型社会実現への貢献

ESGの推進

当社は、ESG担当役員を任命し、ESGに関する短中期の目標設定を行う等、その推進に取り組んでいます。

また、2021年3月期より執行役の業績連動型株式報酬の評価指標の一つに、ESG評価機関の評価結果を加えました。2022年3月期にはその比率を10%から20%に引き上げることで、経営戦略として取り組みを強化しています。

株主の皆さまの疑問にお答えします。

Q1

2023年3月期の通期見通しについて教えてください。

A

世界的な半導体および部品等の供給不足ならびにウクライナにおける戦争などの地政学リスクは、依然として不確実性の高い状況が続いており、これらの影響は次期も続くものと思われま。一方で、新型コロナウイルス感染症については、新たな変異株による感染の再拡大のリスクがあるものの、業績面へのその影響は現時点では限定的と想定しており、為替動向も鑑み、全事業で増収を見込んでいます。内視鏡事業では、消化器内視鏡システム「EVIS X1（イーヴィス・エックスワン）」を中心とした拡販による売上成長を、治療機器事業では、消化器科、泌尿器科、呼吸器科を中心とした売上成長を、科学事業では、中国を中心とした売上成長を、それぞれ見込んでいます。

これらにより、2023年3月期の連結業績は、売上高9,680億円、営業利益2,060億円、親会社の所有者に帰属する当期利益1,540億円を見込んでいます。売上高は前期比11%増、営業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益は過去最高となる見通しです。

Q2

2022年3月期の配当を「14円」とした理由について教えてください。

A

当社は、医療分野を中心とした成長領域への投資を優先したうえで、株主さまへの安定的な配当を継続していくことを基本方針としています。

本方針に基づき、当期の連結業績実績、財務状況、中長期的な業績および今後の事業への投資などを総合的に勘案し、当期の期末配当金は、前期から2円増配となる「14円」としました。

Q3

医療分野の戦略方針について教えてください。

A

当社は、2021年12月に医療分野における戦略的な方針を公表しました。本方針では、当社が最大限の力を発揮できる診療分野・疾患領域を明確にし、対象疾患の診療水準を向上させ、患者さまのアウトカムを改善することを目標として掲げています。当社は、本方針に基づき、消化器科、泌尿器科、呼吸器科の領域における慢性疾患へのソリューション提供に注力するとともに、患者さまの一連の診療プロセス向上を目指し、次世代技術への投資も積極的に行ってまいります。

本方針の詳細は、本招集ご通知28～29頁をご参照ください。

Q4

医療分野の国内販売機能再編を実施した理由について教えてください。

A

当社グループの国内販売機能は、当社および当社の完全子会社であるオリンパスメディカルサイエンス販売株式会社が担っていました。

当社は、「柔軟な人員配置」や「パートナーとの連携強化」、さらには「全国統一の施策の展開」や「優秀人材の獲得・リテンション」等を実現し、販売体制を強化するため、上記2社の国内販売機能を統合する再編の実施を決定しました。

これにより、当社は、2021年10月1日付で当社の内視鏡事業および治療機器事業の国内販売機能に関する権利義務をオリンパスマーケティング株式会社（同日付で「オリンパスメディカルサイエンス販売株式会社」から商号変更）に承継させる会社分割を実施しました。

Q5

科学事業を分社化した理由について教えてください。

A

当社は、2019年11月6日付で公表した経営戦略に基づき、内視鏡事業および治療機器事業を中心とした医療分野に経営資源を投入し、持続的な成長を実現するための経営基盤の強化に努めています。

当社は、科学事業の持続的な成長と収益性向上に向けて、事業譲渡等を含むあらゆる選択肢を視野に入れたうえで科学事業の分社化について慎重に分析・検討を重ねてきました。その結果、上記2事業を中心とした医療分野と科学事業で、事業特性に合った個別の経営体制を確立することが、それぞれの持続的な成長と収益性向上に向けた取り組みを加速させ、当社グループ全体の企業価値向上に資するとの判断に至り、科学事業の分社化を決定しました。

これにより、当社は、2022年4月1日付で新たに設立した完全子会社である株式会社エビデントに当社の科学事業に関する権利義務を承継させる会社分割を実施しました。

Q6

ウクライナ情勢への対応について教えてください。

A

当社は、ウクライナにおける戦争を一刻も早く終結させるべく、世界的に高まっているロシアへの制裁の取り組みに賛同することを決定し、2022年3月末よりロシアにおける科学事業に関する投資と販売活動を即時に停止しています。一方で、世界各国で重篤な疾患治療のための医療ケアを必要とされている患者さまと医療従事者の皆さまに対する医療製品およびサービスの供給は、当社経営理念に基づき継続して行っています。

また、2022年4月には、ウクライナおよび周辺諸国における被害者・難民の方々への人道的支援を目的に、国際赤十字・赤新月社連盟に対して500,000米ドルの寄付を行いました。

当社は、今回の戦争により被害に遭われた方々に可能な限り寄り添うべく、寄付を含めた国際人道支援への貢献を継続していきます。

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing practice.

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・会場内は、座席間隔を拡げることからご用意できる席数が限られます。席数の都合上、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・本株主総会は、当日会場にお越しいただくことなく、インターネットによる出席（バーチャル出席）の方法により、ご質問および議決権行使を行っていただくことができます。

会場：
東京都新宿区西新宿
6-6-2 ヒルトン東京
4階「菊の間」

交通：
① 東京メトロ丸ノ内線
西新宿駅

地下通路 を通り
C8出口 より
徒歩 約3分

② 都営大江戸線
都庁前駅

地下通路 を通り
C8出口 より
徒歩 約3分

③ JR、小田急線、京王線、
地下鉄各線
新宿駅

西口 より
徒歩 約10分



株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK